

平成 26 年 6 月 20 日（金曜日）

第 6 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

---

平成26年6月20日（金曜日）

---

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町長	遠藤	健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 業 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

事務局職員出席者

事務局 長

芳賀 俊幸

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

三浦 勝美

---

議事日程 第4号

平成26年6月20日（金曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 諸般の報告
  - 第 3 議案第79号 普通財産の貸付けについて
  - 第 4 議案第80号 町道路線の認定について
  - 第 5 議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦について
  - 第 6 議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦について
  - 第 7 議案第83号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）
  - 第 8 議案第84号 平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）
  - 第 9 発議第 1号 平成23年度、平成24年度～平成26年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成27年度～平成29年度までの期間も実施する事を求める意見書の提出について
  - 第10 発議第 2号 被災地の小・中・高校の教育条件整備、30人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書の提出について
  - 第11 閉会中の継続審査申出について
  - 第12 閉会中の継続調査申出について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

きょうは、朝からサッカーワールドカップ日本代表、大変残念な結果に終わってしまいました。議会のほうは引き締まっていきたいと思います。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において11番菅原辰雄君、12番西條栄福君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案2件が追加して提出され、これを受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 議案第79号 普通財産の貸付けについて

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第79号普通財産の貸付けについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第79号普通財産の貸付けについてをご説明申し上げます。

本案は、アマタ株式会社から、町有地である志津川浄化センター敷地において、南三陸町バイオマス産業都市構想に基づくバイオガス事業を実施したいとの申請がなされ、町として当

該企業に対し当該町有地及び建物を事業期間中無償にて貸し付けしたいため、地方自治法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

議案第79号の細部説明をさせていただきます。

普通財産の無償貸し付けについてご協議する箇所でございますけれども、ただいま議案書で朗読いたしましたとおり、志津川字下保呂毛14番1にあります。これは、公共下水道の終末処理場の施設及び一体の用地でございます。

具体の場所については、議案関係参考資料の41ページをごらんいただきたいと思います。41ページです。

ちょうど黄色で囲まれた部分が町有地の貸し付け対象部分でありまして、その中の朱色で囲まれた部分が貸し付け対象の建物となります。土地の貸し付け面積については、議案書に記載のとおり、6,831.79平方メートル、約2,070坪になります。

さて、無償貸し付けとする理由でございますが、本施設の利用については、3月28日に国からバイオマス産業都市構想の決定を受けまして、貸し付け事業者によるバイオガス事業を本施設を用いて進める予定であることから、一般廃棄物である生ごみ処理によって発生するバイオガス事業という公共公益性に鑑みまして無償貸し付けとするものでございます。

では、続いて、バイオガス事業の概要及び今後の具体の事業の予定等につきまして、環境対策課長からご説明いたします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） それでは、私からバイオマス事業の概要及び今後の事業予定等につきまして、ご説明させていただきます。

ことし1月28日に開催されました町議会全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、町では、バイオマス事業及び木質ペレット事業の2つを軸といたしまして、地域に存在するバイオマス資源を有効に活用し、人や環境に優しく災害に強いまちづくりを目指しますバイオマス産業都市構想を取りまとめまして、過日、国に応募しましたところ、ことし3月28日に農林水産大臣からバイオマス産業都市に選定されまして、認定を受けたところでございます。

バイオマス事業の概要につきましては、参考資料42ページをごらんいただきたいと思います。

バイオマス事業は、これまで有機系の廃棄物として処理されてきました生ごみ、し尿・合併浄化槽汚泥等を資源といたしまして利活用するものでございます。この原料をバイオマス施設に貯留しまして、加熱、発酵等の処理を経まして、メタンガスと液肥に分離いたします。発生いたしましたメタンガスにつきましては、熱源としてタービンを回しまして発電を行うとともに、液肥については有機肥料として有効活用して、再生可能エネルギー導入の推進及び廃棄物の原料とリサイクルの推進を図ることといたしております。なお、当該事業につきましては、官民連携の手法によりまして必要な施設整備、それから運営管理につきましては民間事業者が行うことといたしまして、町は施設完成後に町内から発生いたします生ごみ、し尿等を収集いたしまして、そういった処理を当該事業者へ委託するという事業形態を考えてございます。

ただ、この事業を円滑に実施するためには、生ごみの収集をするということが必要になってきておりまして、住民の方々の協力が不可欠だと認識してございます。こういったことにつきましては、町内の広報等での周知、あるいは基本的には地区単位での住民の説明会を開催させていただき、あるいは公衆衛生組合等のご協力もいただきまして、分別に対する仕方などのご指導をさせていただきたいと考えてございます。

それから、災害復興計画にもございますとおり、復興の推進の方策の一つといたしまして、町と地域が力を合わせて協働で取り組むまちづくりを進めることとしております。住民の方々には生ごみの分別ということでご負担をいただくこととなりますけれども、これまでただのごみとして処理してきたものが、バイオガスあるいは液肥などといったような資源という形で利活用できるということをごさいますして、この南三陸町がエコタウンとして新しいまちづくりに住民みずからが参加しているということの認識を高めていただく機会にもなるのかなと考えてございまして、結果的には町から発生いたしますごみの軽減化、リサイクル化が図られるのかなというふうに考えてございます。

今後のスケジュールでございまして、ことし、来月7月には土地、建物、そういったものの使用の貸借契約、それから業務内容に関します協定を締結する予定でございまして、その後、事業者が事業実施計画を開始いたしまして、建築確認等、必要な許認可の手続を開始する予定でございまして、来年1月には施設の工事に着手いたしまして、来年7月には施設完成予定でございまして、そこから試運転を開始する予定でございまして、それから、12月ごろには本格的な稼働を予定してございまして、住民の方々への説明といたしましては、そういっ

た施設の進捗状況を見ながら進めてまいりたいと考えてございますけれども、ことし秋以降には進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

ただいまの説明で概要はわかりました。ただ、今12月から始めたいという意向なんですけれども、町民への周知は何回ぐらいする予定でしょうか。多分戸惑いがあると思うんですね。以前は個々に補助金を出して、各自で生ごみ処理機への補助を出してやっていた部分もあるんですけれども、もうそれは終わったのかどうか。やるのであれば、むしろ4月のほうがいいのか、途中の12月からということを知徹底していけるのかどうか、その辺の不安が残るんですけれども、ご説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 12月と申しますのは、ことしではなくて、来年の12月になります。それで、実際に試運転を開始しますが、来年のちょうど1年後、7月ぐらいから予定してございますので、それまでに基本的には各地区の方々に説明をさせていただきたいと考えてございます。

それから、生ごみの処理機につきましては、従来どおり補助を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） はい、及川です。

従来どおり個人の生ごみ処理機にも補助していくとなりますと、片や収集する、片や個人で補助して毎戸でそういう形をとるという2つの方法でやっていくんですか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） その辺につきましては、おいおい皆さん住民の方々にかような処理の方向で町としてやっていくということが決定されていく場合については、その生ごみの処理に関してもどうしていくべきかということを検討させていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。



○3番（及川幸子君） 2つの選択肢でいくと、町民も戸惑うと思うんですね。だから、どちらかに絞っていただくと、町民側としては非常にありがたいと思いますので、今後その辺も検討してやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） おはようございます。6番今野です。

お伺いしたいのは、貸し付け期間が、一応これは途中でも何か撤退するということが書いていましたけれども、17年間としたこの根拠というか。

あと、第2点目は、隣接する火葬場があるのでそちらへの影響、例えば音とかにおい等の関係でそちらはどうなのか。

あと、やってみないとわからないんでしょうけれども、生ごみが現在出しているものよりも大体どのくらい減るかというそういう試算があったら、その割合を教えてくださいと思います。

あと、ごみの収集方法なんですけれども、以前パイロット的にやっていたことを私はちょっと知っているんですけれども、そのときも職員の方たちが大変ではないんですけれども結構地域の人の協力を得ながら集めていたということを知っているんですが、先ほど聞き漏らしたので、生ごみの収集方法をもう少しどのように、普通のごみと一緒にあれして集めるのか、生ごみだけ別の形で集めるのか、そういった場合にやっぱり今お願いしている収集業者との兼ね合いもこれから詰めていくんでしょうけれども、そういったところもしっかりしないと、せっかく生ごみが集まっても無駄というわけではないんですけれども、いろいろな支障が出ない形で検討しているのか伺いたいと思います。

あと、バイオガスの使い道なんですけれども、先ほども説明がありましたけれども、この図には将来構想として熱源というか何ですか、お風呂ですか、私的にはできれば温水プールみたいなものをお願いできればと思うんですけれども。あと、液肥の使い道も、現在も入谷の方たちとトウキとか、つい最近だとニンジンでしたっけ、そういったものでもやっていると思う。あと、お米もたしかやっていたよね。そういった形で今後とも入谷地区にかかわらず、全町でそういったある種ブランドになるような、農業にとってもちょっと日差しというわけではないんですが、特色あることができると思うので、そこのところの説明も少し伺いたいと思います。

あと、今回ガスということになっていましたけれども、以前クリーンセンターでペレットの製造も試みていたようですが、そのペレットに関する今後の事業の展開等もお聞かせいただ

きたいと思います。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず、1点目、長い契約期間にしたということでございますけれども、短い期間ですと事業化するに当たって収益がすぐには上がってこないということもございまして、それから長い期間にすることによりまして、委託契約の額を低く抑えることができるということもございましたので、15年という長い期間を設定してございます。

それから、火葬場が近くにございますけれども、もともとこの施設は下水道の終末処理施設でもございましたので、脱臭除去装置とかそういったものもついております。当然ながら、公害関係の対策につきましては、法令を遵守するような形で周辺に影響がないような形で施設をつくっていくということにしてございます。

それから、生ごみがどれくらい減るのかということでございますけれども、大体、今可燃ごみの約40%強ぐらいが生ごみになってございます。具体的に申しますと、年間大体1,280トンぐらい減量できる見込みでございます。

それから、生ごみの分別の方法なんですけれども、今考えておりますのが、週2回程度なんですけれども、生ごみ専用の水切りバケツというものを各ご家庭に配布させていただきまして、そこで生ごみを取り分けていただくと。それで、決まった日に収集に出していただくということを考えてございます。

バイオガスの使い道につきましては、本格的に大量のエネルギー、熱源をつくり出すには、若干時間がかかってきます。当面は自分の施設で消費するような形にはなってございますけれども、その後順調に事業が進んでいって、施設が増設などされまして、もし余剰の熱源が出てくるようであれば、そういったほかの施設にも使えるようであればその時点で考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 液肥の使い道でございますけれども、バイオマス構想では、森里海街の地域が一体となって地域循環型のバイオマス資源を活用するまちづくりを目指しております。

まず、農業分野におきましては、バイオガス精製過程で生産される液肥を利活用するため、今年度、液肥利用推進協議会を立ち上げまして、実施用法を設置して農地に試験散布する取り組みをしております。実施用法につきましては、昨年度も取り組んでおりまして、約10カ

所で70アールの農地で現在39トン、他の地域からの持ち込みなんですけれども、液肥を利用しております。今後、この液肥でございますけれども、現在整備中であります圃場整備地区を中心としまして利活用できないか、普及センターとか農協さんと連携しながら検討しているところでございます。ブランド化についても、この協議会で検討していきたいと考えております。

木質バイオマスエネルギーのほうですけれども、これを消費拡大するために、現在木質バイオマス利活用推進協議会を立ち上げまして、こちらで木質ペレットボイラーを導入する方への補助を実施しております。これは地域のバイオマスとして賦存量の大きい木質系廃棄物を利活用するというので、木質ペレット生産施設の具現化に向けまして、先行して需要開拓する取り組みを推進しているところでございます。平成25年度の実績としては、12戸に設置しております。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 答弁がありましたけれども、再度二、三点伺います。

水切りバケツを用意して、それを集める方法というかそれを聞いたかったんです。どういった形で、業者が集めるのか、普段の収集のときに一緒に出せるのか。先ほど答弁では週2回とあったので、多分というか答弁の内容から見ると、自分のというか、この会社でもしくはどこかに下請で出してやるのか、そこのところを伺いたいと思います。

あと、ガスの使い道なんですけれども、当面は自分のところの施設で使うということですが、その後規模が拡大した場合にどのように使うのか、何か町の施設等で使うとかいろいろ、そのところはまだこれからずっと先なんでしょうけれども、バイオマス構想の町のイメージとしても何らかの形で使うといいんじゃないかと思うので、どのように考えているのか。

あと、液肥の使い道なんですけれども、私は知らなかったんですが、利用協議会ですか、あと木質のほうもできたというんですけれども、その協議会について簡単にどの地区というか、メンバー等がありましたら、簡単でよろしいですので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 水切りバケツに生ごみを分けていただきまして、可燃ごみを出す日とかに普段出しているところとかに集めるようなものを設けますので、そこに入れていただくようなイメージでございます。（「聞こえません」の声あり）水切りバケツを各ご家庭に配布させていただきまして、その決まった日にごみ集積所に持ってきていた

だいて、そこに一括して集めるという形です。ごみ収集車が回りますので、基本的にはそのごみステーションの中に各自で入れていただくという形を考えてございます。収集業者が集めます。

それから、2点目の将来的なガスの熱源の使い道でございますけれども、これはまだ具体的にはどういったことにするかということを確認には考えてございませんので、そういった施設を考えたいという時期に住民の皆さん、さまざまな方々でご相談させていただいて、検討してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 液肥の利用なんですけれども、将来的には肥料登録をして販売できるような形に持っていきたいと考えているところでございます。

それから、協議会の構成なんですけれども、農協と普及センターの代表の方とか、あるいは圃場整備地区の代表の方で構成されております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、最後に1点だけ。

この庁舎にもペレットストーブがあるんですけれども、多分この業者だと思えるんですけれども、パイロット的にいろいろな施設に何十台かを将来安く払い下げるという前提で使ってもらったみたいなんですけれども、そのときの反応というか状況というか、効果がどうだったのかを伺って、質問を終わりとしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 約40台ほど導入しているようでございますけれども、効果につきましてはいろいろと長所、短所があるようでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

この事業は非常にいい事業だとは思いますが、やっぱり実施するに当たっては、特に住民の方に負担がいろいろかかっていくと思うんです。例えば、1週間に2回、水を切ったものを出すと、特に今ちょっと離れている集積所まで持っていかとかという作業が多分つらい人もいますかと思えます。その場合のそういう人たちに対する支援といいますか、地域でできればいいんでしょうけれども、そういうものはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） もともと今まで可燃ごみの中にそういった生ごみも全部含めて

お出しになっていたかと思しますので、それを生ごみの分だけちょっと別の袋でというか、別の容器で持って行っていただくということなので、特段これをやるだけに当たって、さらに今までよりも遠くから運んでこなければいけないとか、そういったことではないのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それから、委託するということですがけれども、これまでも業者に委託して収集していたわけですがけれども、その辺これまで違った手間とか費用が膨れていかないのかということと、あとはこの事業全体の費用を、例えば国とか県とか町がどのような配分で負担するのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） これまで従来のごみ処理費、収集処理にかかっていた経費というのが、収集処理等を全部含めると大体1億5,000万円ほどかかっているんですが、このバイオガス事業をやることによって、ごみ処理費経費等については1,100万円ほど軽減する見込みです。これまでよりもふえるという部分は、生ごみ処理を新たに収集する業者をお願いする点がふえてくる予定でございます。

それから、全体的な話なんですけれども、ごみ処理経費、し尿処理経費、それからバイオマス事業をやるに当たっての経費等々、コスト的なことを申しますと、従来費用とバイオガスを導入した後の経費の増減ということから言いますと、年間約1,000万円ほど軽減されるという試算をしております。

それから、経費的な国と町との費用の分担というかそういったところはどうかという点につきましては、この事業をやるに当たりまして、バイオガス施設等にかかる費用がございましてけれども、それは国が補助金を半分出すということになっておりまして、実際そのバイオガスの施設を建造するあるいは運営するということは事業者がやっていくと。町のほうは、毎年生ごみ、し尿処理の処理業者に委託するという形で委託料を支払うという形で、町としては大体8,000万円ほど事業者へ委託料として支払う予定でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。7番です。

まだ何かというか鮮明に理解できていないんですが、この事業は大変、こういう企画は町民のために今後いいように進むのかなあと思うんですが、全体のプロセスといいますか、町と委託業者との関係をもう少し詳しく説明願いたいなあと思うんです。

それでは、今言いました経費の分、あるいは10年以内に増設するという計画もあるようですが、その際の内容と申しますか、どっちが持つのか、どういう形で増設していくのか、それから熱の利用とか液肥、これは販売するんでしょうが、その辺あたりの利益の分担なんてことが出てくるのか出てこないのか、全面その委託業者が町からの委託料と利益でその事業を展開していくのか。

そして、当然企業ですから営利を求めるわけで、つきまとうのは当たり前なんですけど、期間を15年ですか、その理由は先ほど説明をいただきましたが、だったらば15年じゃなく、20年でも25年でもよかったんじゃないのかなとそう思うわけですよ。それで、一旦これが動き出して定着していった際に、何かの理由で企業が撤退するなんてことがもし起きたら、また不便さが出てくるんじゃないのかなと思うんです。そのような先のことですけれども、契約者が以降は継続する考えでいるんだろうと思うんですけれども、何か突発的なことが起きてから撤退してしまった後の考え方というものを今のところ持っているのか持っていないのか、その辺あたりを説明願います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 町と業者との関係という、どういったことで決まったのかということでございますけれども、この事業をやるに当たっての計画ではなくて、決まっていた……（「15年」の声あり）15年の……。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 難しくないと思うんですけれども、聞き方が悪かったのかな。要は、町がこの事業者へ委託しますよね、委託料を8,000万円出して。それだけで町は終わりなのかということ。あとは全て業者がやるのかと。それで、利益が出た分はどうなるのか、それが全部全て業者に行き、それで全てそっちでやると。それで、増設する場合はどうなるのかということなんです。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 町では、生ごみ処理、し尿処理の経費の委託のみと考えております。それで、施設の増設あるいは運営管理、それは全て、施設の増設関係も全て事業がやるということを考えております。

利益につきましては、その事業者が無償でやるのか有償でやるのかとか、事業性を考えながらやっていたかということを考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そうすると、余りない液肥の販売とか、熱のその利用とかということは、町のほうでは考える必要はないと、極端な話。事業者が全てやると、そういうことなんでしょ。でもないの。何か難しそうな顔をして。

それで、いま一つ、余剰汚泥、これの処理内容を聞かせていただきたいなと思って。町民にとって何ですか、危害を加えるような性質があるのかないのか、どんな形で処理するのか、その辺あたり。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） これから町がやろうとしているこのバイオガス事業につきましては、既に関西の数地点でやっていることもございまして、実際に同じような生ごみあるいは植物残渣とか、そういったものから液肥を生産して使用しているというそういった実績がございまして、恐らく今ご懸念されているようなリスク、そういったものというのは余り考えなくてもいいのかなと感じております。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 最初に、議事進行になろうかと思うんですが、この会社概要の資料なんですが、これはけさ私がここに来た段階でもう配付になっているのかなと思ったんですが、これ。ない。それで、要求して配付してもらった。こういうものはやっぱり最初に。どんな会社かもわからないんです、我々。ですから、当たり前の話なんだ、これ。何もわからなくて、はいはい、いいですよと思っているから、こういうことになるんですよ。私も片仮名は読めますよ、この「アマタ」という片仮名は。会社の名前はわかっても、中身が全然わからない。それで、この議案を認めてくださいといっても、これは無理な話ですよ。根本的なことだ。これからこういうことがないように、言われる前に資料として出すようにですね。

今、前者のいろいろな質問がありまして、大体の流れといいますか概要がつかめてきたんですが、問題は、問題というか思うに、その業者が事業を行って、町から生ごみであるものを燃料というか資源と。これは大変よいことなんです。これはよいこと。ただ、聞いてみますと、何か委託料をこの業者に年間8,000万円ぐらい出すんだと。業者は、国の事業でもってやって、町から委託料をもらって、そして事業をやると。その建物と地代金は、ただだと。ただで貸してくれると。これは町長になるかと思うんですが、きのうですか、屋根を貸すだけで平米当たり50円ですかね、50円もらうことわけになるわけだ、どの業者かまだわかりませんが。今回は、8,000万円も出すし、土地も建物もただだし、業者はもうかると。もうかるかどうかともわかりませんよ、これ。事業ですから、もうかるための目標でしょうからね。

それで、今後町として、どういう方々に無償で、どういう方々の事業が有料なのか、この貸し付けする際に。その業種でもって決まるのか、名前でもって決まるのか、その辺が。結局この無料にしている根拠は何かということになってくるんだ、質問が。無料の根拠は何か。屋根は平米50円。ガスはただ。だから、それは業種なのかどうなのか、その辺どうですか。その無償と有償との区分というものを今のうちに決めておかなければならないのではないかなと思うんですよね。何というか、気分のいいときには無償で、気分が悪いときは有料だなんてことがないように、その辺の区分をきちんとしておかなければならないのではないかなと思うんです。その辺はいかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず、この事業の性格ですけれども、やはり生ごみですとか、そういった毎日の生活の中で必ず出るもの、非常に公益性が高いということが1点ございます。それから、議員はご存じかと思えますけれども、この終末処理場は国のお金が入っているものでございまして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適法というものがございまして、目的外使用はできないこととなっておりまして、ただ、今回のような災害等によって使用できなくなった補助対象の財産につきましては、無償で貸し付ける場合には国にあえてお金を返すことはないということになってございます。ただ、無償ではなくお金をもらうような形であれば、国にお金を返さなければいけないということになってございますので、町としてはできれば国に余分なお金といいますか、そういったものは支払わないような形で進めてまいりたいと考えてございましたので、無償で貸し付けるのが適当ではないかと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 課長、もう一つ。収集の部分の委託料というその辺をもう1回。

○環境対策課長（小山雅彦君） 8,000万円のところでございますけれども、これは処理をするというお金で……（「収集じゃなく、処理のお金」の声あり）そうですね、はい。処理をするためのお金でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうすると、町としては、従来の燃えるごみ、燃えないごみの収集の委託料、プラスこの処理の委託料になるわけですよね、8,000万円というのは。多分そうだと思うんです。先ほどの話を聞きますと、これまでの生ごみの分が取り除くから1,000万円ぐらい安くなるだろうと、収集の部分で。ところが、処理のほうで8,000万円かかると、7,000万円、町として支出が多くなると。この7,000万円というのは、財源というのは交付税か何かの関係



が出てくるんですか。それとも、このエコタウンとか、横文字がいろいろとありますよね、この環境に関するものですから。それが国からの何か、町が負担する分がどういう形で来るのかですね。町から出しっ放しでは困るわけです、7,000万円も多く。あと、その有料になるのはわかります。だから、今後、町の公共施設あるいは公共の用地を貸し出す際の有料、無料の区分というものをどのようにしてですね、その辺のところ、これからの考え方。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） その委託料の8,000万円については、一定のご理解をいただいたよう  
でございますけれども、いわゆる従前、生ごみ、可燃ごみ全てを本町の場合気仙沼市のほう  
に処理、その経費、委託料をお支払いするわけですね。そのうちから今回の生ごみバイオ  
マス事業に使う分については、気仙沼の委託料が減るわけですから、こっちが8,000万円とい  
う形になるということで、その1,000万円というのは、それ以外のいろいろなもろもろのごみ  
の処理経費に対してトータル的に年間のコストが1,000万ぐらい軽減されるだろうという試算  
だという担当課長の先ほどの説明でございますので。

それから、後段のいわゆる町の財産を有料、無料で貸す区分の根拠といえますか、そういう  
話でございますけれども、議員がご案内のように、一つは、町の条例で公共団体もしくは公  
共的団体が公共のように供する場合については無償もしくは云々ということで、条例規定で  
それは議会の議決を要しないで条例規定に基づいて町長がそういった措置をしているとい  
うことでございます。今回の場合は、公共的団体ではございませんで、一民間の会社でござい  
ますから、それを無償ということになるわけですし、議会の議決に付させていただいている  
わけでございますけれども、冒頭に申し上げましたように、今回の事業は官民連携というこ  
とで、町の今回の復興計画の大きな柱立てでありますエコタウンのまちづくりという個々に  
かかわるコアの部分でございますので、公益性が大きいということで、一つにはそういうこ  
とで、公共団体ではないんですけれども、そういう判断をさせていただいたということが一  
つでございます。

それから、さっき課長がちょっと補足というか、つけ加えて説明がございましたけれども、  
当該施設の行政財産の目的外使用ということで、今回用途廃止の措置をとらせていただい  
て  
ございますけれども、先ほどもお話がございましたように、当然それが有償貸し付けという  
こととなりますと、適化法の関係で当然国庫補助残分も返還しなければいけないというこ  
とで、それが公益性事業として無償として貸し付けるのであればその辺はということで、そ  
う  
いうこととなりますし、仮に有料だと補助金の返還も出てまいりますし、あわせてそういっ

た使用料については当然事業者との間の委託料に反映されてくると。結局事業者とすれば、この事業を行うことに伴う全体の資金というか、事業計画の中で町からの委託料プラス、一定の自社の利益分を当然計算した上で年間の町の委託料というものが試算されてくるわけですので、事業運営経費に当然加算されるということが一般的でございますので、そういうことになりますので、無償と。というよりも、冒頭に申しあげましたように、公益的  
事業だということの認識が一番でございます。

今後、きのうの議案でご審議、ご決定いただいたように、あとどのようにどこで区別するんだということは、一つは公益性、公共性、そういったものが当然なりますし、それから行政財産の目的外使用と普通財産の賃借料といいますか貸し付け、そういった区分上の判断が一つの基準になるだろうと思います。きのうも若干お話し申しあげましたけれども、例えば今この復興事業の過程の中で、水産加工場あるいはお店、事業所、工場等の再建について、町有地を無償で提供してございますけれども、そこにも一つの公共性、公益性というものを当然一定の部分として、一事業者の会社経営ではございますけれども、そこに内蔵するそういった部分を鑑みて無料ということもしてございますし、それから制度的に今回防集事業等で町が用地化したものについては、有償での貸し付けということになりますと、それはそれでまた国の補助金のいろいろな問題にもなってきますので、震災の復興部分については無償で貸し付けすることができるというのが制度上の部分でございますので、そういった一つ一つの判断をさせていただきながら、無償あるいは有償という判断をさせていただいています。同時に、公共的団体、条例規定以外に無償で貸し付ける場合については、当然その都度議会のご決定をいただくというのが事務手続の手順でございますので、今後もそういった部分についてはそういった事案が出てまいりますれば、議会の議決に付すものが必要だということであれば、所定の手続はとらせていただきながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） まあ、手続はとらなければならないことになっていきますのでね。これは3回までなのでね。

昨日でしたか、屋根貸しの関係。災害時には電気を個々に供給ということは難しい、あるいは集会所みたいなところに停電でも電気が通って、そういった町民の方々に不便を来さないと、100%ではなくてもやれると、そういうふうにするということを考えた場合に、この事業で目的でありますこのバイオガスあるいは液肥、液肥といいますと農家の方々が必要とするものだと思うんですけれども、できればこういったものは町内の農業者が使う場合には無料

配布とか何とかという方向性でいってもらわないと、町民に余り直接利益がないようなことを、8,000万円も出してね、委託料とか。それから、町民の方々に生ごみ出しをする際には協力してもらわなければならないんだ。苦労ばかりでさっぱりいいことがないから、やめたほうがいいなんて言われないうにね。そのためには、この液肥、できた製品というか、そこはですから、無料で町民の方々に配布するような方向性でやっていただければなど。今ここで約束はできないでしょうから、これをこの会社に強く話して、そして住民の方々が喜ぶような、やってよかったなど、そういう方策をしていただきたいと。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） いろいろ事業の概要につきましては説明がなされたわけですがけれども、年間1,000万円ぐらい減額になるんだという説明ですがけれども、長い十何年ですか、15年、同じような内容でこの町が進んであればいいんですが、人口の減少時代に入ってきているんですね。当然戸数も減ってくると。それから、いわゆる産業関係、加工場とかそういうもの、それもどういふふうに今後いくのか、何を試算にそういうことも検討した上での業者の考え方なのか。その都度、今は1,000万円、町としては負担が少ないようになりますよね。そういう現状、例えば半分になると、15年後に。間違いなく人口は減るんですから、その場合でもそういう契約を変更しなくていいのかとか、反対にとんでもなく町が負担するような形になる可能性もあるんじゃないかなあと。人口が多くなればいいし、産業も多くなればなおさらいいことですが、私はそういうことにはいかないだろうと考えますので、その辺についてはどのような考え方なのか。今後15年間これが動かないで、人口が減ろうと、生ごみが減ろうと、産業廃棄物が減ろうと、同じだよというのであればいいんですが、その都度、当初はそうだったが今半分になったから、ちょっと町では負担してくれとそういうことが出てくるのではないかなという心配がありますが、それらについてはどのような考え方をしているのか、それらも含めた考え方で業者も当局も対応しているのか、それらの考え方について伺いをいたしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 人口につきましては、平成33年度にこの町の人口がどうなっていくだろうかという数値を使わせていただいて……（「聞こえない」の声あり）平成33年時点での町の人口等につきまして数値を用いました。それから、15年という中で協定をさせていただくんですが、委託については毎年委託更新するといいますか、そのときの状況に応じまして委託料の増減は、やっぱりそういったいろいろ状況が変わってくるのが予想

されますので、そういったことを踏まえながら委託金額とか設計を組んでいきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） そこが一番大事だと思いますよ、そこが。やはり将来を見通したような対応をする必要があると。毎年毎年、話し合いで決めるんでしょ、じゃあ。そういうことでは、何年というふうに決めて契約する必要があるんじゃないかなと思いますが、そういうことはできないんですか。間違いなく15年後のこの町の姿は大きく、私は変わっているんだろうなと思いますので。聞けば、ことしは1,000万円、毎年業者と話し合いをして金額等によって決めるんだということですが、そうすると負担金が今は1,000万円ということで減額されますけれども、今後はとんでもなく多くなる可能性が考えられるんじゃないかと思いますが、その辺についてはどういうものかなと思いますが、担当でもいいし、副町長得意の答弁かなと思いますので、ひとつご答弁を願いたい。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 議員がご懸念の部分はそのとおりだろうと思いますけれども、現時点で向こう15年間のそういった人口動向等も推測した中で、そして各年ごとにどれだけの生ごみ在实际町民の皆さんのご協力をいただきながら、毎年次、一定の収集があるという前提をしながら組み立てをしてきた今のこの数字的なシミュレーションでございます。おっしゃるように、収益が思ったよりも上がることもありますし、一方では収益がなかなか、例えば液肥の販売、これは事業量の全体の微々たる部分でございますけれども、なかなか思うようにもととなる生ごみの収集が出てこないということもあるいはあるかと思いますが、我々は今の時点で15年先の人口動向なども踏まえた中でシミュレーションした数字でございまして、今後議員がご懸念のようなことができるだけないように、そこは町として取り組むべき課題、それから業者の企業努力、それから町民の皆さんのご協力、そういったものをきちんとしながら当初の予定と大きく相違することのないように、願わくばできるだけ経費負担が軽減になるような努力をしっかりとしたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） ただいまの説明どおりに進むように努力していただきたいとそうように思います。終わりますので。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第4 議案第80号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第80号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第80号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業により、戸倉字藤浜地内に整備した団地内道路を町道として認定し、地域の交通の発達と公共の福祉の増進を図りたいため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、私から細部説明をさせていただきたいと思っております。

現在、町内では26カ所で防災集団移転事業を実施しております。団地に向かいます連絡通路、団地内道路につきましては、工事完成后、建設課に引き継ぎ管理することになっております。このため、今回町道と認定して、引き続き県が管理するというございます。昨年以来、

完成後、道路台帳図等の調整をしておりましたので、今回それが完了したことから提案した次第でございます。

認定する道路の内容につきましては、議案書の28ページをごらんになっていただきたいと思っております。路線番号、路線名、起点・終点の位置、幅員、延長が記載されてございます。

それから、議案関係参考資料の43ページに図面を載せております。これまでも工事の説明の中で見たことがあるかと思っておりますけれども、国道398号から団地内に周遊している道路でございます。延長が440メートルほどでございます。

建設課といたしましては、今後各防集団地が完成いたしますが、その都度道路台帳図等を整備いたしますして、完成したのから随時提案していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいま課長より、完成して道路と町道ということで議案に載っていますけれども、この中で個々の宅地は皆登記等が済んで完成しているのか、そしてまた、ここは南三陸町で一番最初の団地ということで完成が早かったわけなんですけれども、今後それぞれの団地ができてくるわけなんですけれども、もう1点は、宅盤が高くて、申し込みをしたけれども取りやめたというような話も聞いているんですけれども、その辺をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） ご質問のうちの最初の分なんですけれども、戸倉藤浜団地につきましては、全体的な宅地数としては10区画がございまして、現在の契約状況につきましては、9区画9宅地の契約が完了しております。この9区画の内訳としましては、町からの売り渡しの分が8区画、残り1区画につきましては52年間を期間とする定期借地で契約を完了しております。いまだ契約されていない区画につきましては、現在希望者の方から定期借地の申し込みが間もなく出てくると思っております。現在1区画契約できていない理由としましては、建築時期がまだ確定していないということで、定期借地の申し込みができていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 2点目の宅盤の高さの関係ですが、これまでも議会等でご

指摘をいただき、各団地ごと改めて宅盤の高さというものを立体的に見せるような説明をしながら見直しも含めて取り組んでおりますが、それによって契約をやめたという事例は今のところはございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま9区画のうち8区画の契約が終わって、その中の1区画が借地ということで、私の勘違いだったら申しわけないんですけども、52年という答弁のようでしたけれども、借地が52年間続くという契約内容なんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 今回、高台移転の宅地の処分というか貸し付けなりにつきましては、借地借家法の平成16年に改正された分の定期借地権による貸し付けという形で処理しております。したがって、定期借地権の場合でしたら最低期間として50年以上という規定がありますので、今後の申込期間等を考慮した中で、町としては50年プラス2年で52年間を一応設定しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 52年間は非常に長いんですけども、仮に高齢者の方が借地して、その間高齢者の方ですから50年も生きられないと。10年、20年というスパンで亡くなる可能性もあるわけですね。そうした場合は、借地の場合、毎年更新になるのか、1回で52年の契約をするのか、その辺をお答え願います。

○議長（星 喜美男君） 復興用地課長。

○復興用地課長（仲村孝二君） 今議員からお尋ねのありました件なんですけれども、一応契約につきましては、定期借地ですので1回限りの契約になります。万が一、契約の当事者の方が不幸にもお亡くなりになられたという場合につきましては、当然この定期借地権については相続の対象になりますので、あと残された相続人の方が相続していただくという形の処理になろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 関連になりますが、今建設課長は防集については町道になるんだという説明ですけども、歌津の柘沢に公営住宅が今回建つわけですけども、あそこの柘沢団地は個人でつくっている、道路も側溝も個人のもので。だと思います。そのような中で、今後も宅地をつくるようなことも聞いておりますが、今回そういう公営住宅を建てる際にどのような内容になっているのか、道路が町に寄附されたのか。そして、現在住んでいる方々が

どういふふうになっているのかそれもわかりませんが、やはりああいう道路もやはり整備が必要になってきますから、ああいうものも全部町に寄附していただいて、やはり道路管理維持、修繕はあると思いますが、公営住宅を建てる段階でどのようになっているのか、今後どうするのか、その辺をお伺いしたいと。

それから、柘沢住宅に限らず、個人である程度まとまって4軒とか、5軒、6軒が建った場合、その道路を寄附したいんだという申し出があった場合、寄附を受けていただけるのかどうか、そのようなことについてはどういふ考え方なのかお伺いしたい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、柘沢住宅の部分について、私からお答えしたいと思えます。

当初、議員さんご存じのとおり、民間で造成をいたしまして、現在は完了している状況でございます。それで、昨年災害公営住宅を建てる際に、その辺の地権者とお話し合いをさせていただきまして、たしか寄附を受けているということになっております。ただ、町道に認定するには、先ほど申したとおり、台帳図等の整備等がございますので、それらをして起終点、道路の延長等を明確にしてからの議会への提案となっておりますので、それがまだ手続上できていないということで今回は提案していないということでご理解をいただければと思えます。

それから、2点目でございますけれども、基本的に町道に認定する考え方なんですが、一つは、幹線道路から集落を結ぶ道路、それから集落と集落を結ぶ道路、あとは幹線道路から漁港等のそういう公共施設に通じる道路、それらが一つの基本的な考えでございます。多分これから自力再建等でさまざまな形でそれぞれ個人の方が道路をつくるケースもかなりあるかと思えますが、多分いろいろなケースの中でそれぞれ個別の判断にならざるを得ないところがあると思えます。基本はそういうことなので、それに合致している部分は特に問題ないんですが、それ以外となりますとやはり個別にちょっとご相談させていただくしかないのかなと考えております。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） そうすると、柘沢団地の全ての道路、側溝を含めた全てを地権者より寄附をいただいたということで、寄附は面積とかああいう議決は必要ということなんじゃないかね。それから、あとの内容ですけれども、ある程度の戸数がまとまれば、金を出して買わないじゃないからね、やはり私は町道に寄附ということで、そういう考え方のほうがいいので



はないかなど、そういうことを考えた上でそういうものを今後考える必要が出てくるわけですから、そこら辺を担当じゃなくて町長、副町長にそういう考え方についてやはりお伺いしたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ただいま建設課長が答弁申しあげましたように、個々のそういった道路の形態といいますか、その団地の状況によるわけでございますけれども、町道としてのその定義といいますかそういったものとの関連も無視するわけにはまいらないんだろうなと思うわけでございまして、最終的には個々の判断ということになるわけでございますけれども、一つは、よくあり得るのが、そこについては当面公衆用道路という位置づけをして、そして長くその地域内ではそれをお互いがともに享受できるというような位置づけをしているという場合もございますし、逆に言えば、町に寄附して町に管理をお願いしたいというお話も時々あるんでございますけれども、くどいようですけれども、ひとつその都度個々のご相談をさせていただきながら、やはり町道としてこれは管理を引き受けて、そして長く当該地域の方々が安定して共用できるような形がいいだろうと。それから、町道としての位置づけに適しているという判断があれば当然お引き受けをしながら、改めて町道として所定の事務手続をしながら議会に町道認定のご提案をさせていただくという手順になると思いますので、その場合はどうぞ担当にご相談をいただければなと思います。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 関連になるんですけれども、高台の造成工事が始まっておりまして、これから町道がふえてくるんだろうと思いますが、高台につける道路は高いところにつけるんだから、担当課が勾配等に大分苦慮しているようでありますが、断崖絶壁のようなそういう箇所もあるわけですよ、道路。そういう箇所がこういうところでも見られてきているんですが、そういうところの安全は確実に担保されているのかと、そういう設計で今やっているのかなど、そういうところを詳しく聞きたいなと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 団地の規模等によっても許可権者といいますか、違う部分がございますが、1ヘクタール以上の開発を行う場合、どうしても開発行為の許可が必要になってくるということで、一定の勾配は確保しなければならないということで、1ヘクタールを超える場合は8%、それ未満につきましてもその程度で設計してやっております。

ただ、どうしても周囲の土地地権者との関係で、やや8%を超える急になる部分も出てきて

いることも事実でございますが、ただ、その部分も警察との協議、そういった協議を踏まえた上で実際の工事に当たっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 当然、安全を考慮しながら工事をしているんだろうと思いますが、大分高くなったところが今の計画の中ではこれではちょっと安全は担保できていないんじゃないのかという工事関係者からの話も聞いております。

今、完了したものについては、道路は担当課から建設課にこういう移行になるようですが、今の復興事業の管理下にある中で、そういう二重、三重の安全策を講じておいたほうが理想なのかなというか、町道になって今これではとても危険だからもう少し安全を確保してくれというようなことを担当課にお願いしても、今後の予算の関係でできないような懸念がされるわけですよ。例えば、藤浜団地のようにもう既に管理が建設課に移ってしまって、それで危険なところがあるからこれを改善してくれという要望が出たときに、すぐにそれができるかという懸念があるので、それで最初からそのようなことを払拭したような計画の中で工事していったほうが理想的ではないかなとそう思っておりますので、これからの計画の中で十分その辺あたりも考慮して進めていただきたいと思います、そう思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） ご回答不足だった部分もあるんですが、先ほど警察という公安委員会の部分もありますけれども、当然設計段階で引き受け者側、いわゆる公共施設の管理者側道路であれば建設課、水道であれば上下水道事業所、そういったところとあらかじめ協議した上で施工してございますので、その内容変更が生じた際も同じようにそういった協議をした上で工事にかかっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） わかりやすく言うと、要は後で建設課でやってけろって言ってもなかなかできないから、復興事業推進課の手元にあるうちに、国のお金で万全な安全を担保しておくようなそのような設計でというか事業を進めていただきたいということですよ。多分いろいろと単費でやるのではできかねるという回答に、往々にしてそのような流れですから、今のうちにやっていたほうが良いと、そういうことです。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第81号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第81号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員大山たつ子氏の任期が平成26年9月30日をもって満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、議会のご意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は、平成17年7月から人権擁護委員として活躍されております。また、現在においては、内閣府の東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ気仙沼相談員などを務められており、卓越した識見を有し、人権問題にも明るく、地域の実情にも精通しておりますことから適任と思われまので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第82号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第82号人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員佐藤正明氏の任期が平成26年9月30日をもって満了することから、その後任の委員の候補として山内英男氏を推薦することについて、議会のご意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は、平成24年3月、気仙沼本吉地域広域行政事務組合消防本部を退職されるまで、38年の長きにわたり地域の消防、防災活動と防災教育の推進に貢献し、現在においては入谷9区衛生組合長としてご活躍をされております。温厚な人柄で、卓越した識見を有し、人権擁護に理解がある方であり、適任と思われまますので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第83号 平成26年度南三陸町一般会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第83号平成26年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第83号平成26年度南三陸町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、緊急性、特殊性のある事業として、戸倉小学校校舎及び屋内運動場建設に係る所要額を計上したほか、人事異動に伴う人件費の整理、調整につきましてもあわせて行ったところであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

まず、2ページの議案部分をごらんいただきたいと思います。今回朗読いたしましたとおり、予算総額にそれぞれ27億1,267万8,000円を追加して、予算総額を428億3,317万7,000円とするものでございますが、この予算総額に対しまして、前年同期6月補正の部分、平成25年と比較いたしますと、マイナスの41.3%、金額にいたしますと301億9,500万円ほど減額されている内容でございます。

また、予算総額428億円をいわゆる通常分と震災復興分に分けますと、通常分が68億5,800万円、16.0%、震災復興分が359億7,000万円、84.0%という内容でございます。

また、予算総額に占める投資的経費の割合、普通建設事業や災害復旧費の割合でございますけれども、全体予算の64.0%が投資的経費になります。金額にいたしますと、274億3,000万円でございます。

では、次に、議案書の6ページをごらんください。

第2表の債務負担行為補正でございます。今回追加といたしまして、事業復興型雇用創出事業助成金、これを追加いたしてございます。

内容でございますが、東日本大震災の発生時に町内に住所を有していた方などが採用時に失業状態であった方、これは新規学卒者を含みますけれども、これを企業者が雇い入れた場合に一定額を助成する制度でございます。1人当たり最大225万円を助成する制度でございますけれども、これを3カ年間に分けて交付する内容です。初年度が120万円、2年目が70万円、3年目が35万円という形でございます。

期間でございますが、採用した時点から3年間の助成という形でございますけれども、ちなみに来年の3月に採用があった場合、その助成の周期が4年目まで引きずる関係上、設定期間については平成29年度までという形で設定させていただきました。なお、限度額については、今申し上げた期間を加味いたしまして、20名分を想定してございます。

次に、7ページをごらんください。

議案部分の第3表地方債補正でございます。今回追加といたしまして、学校教育施設整備事業を追加してございます。これは戸倉小学校整備に係る地方債の追加でございます。限度額を1億6,240万円と設定させていただきまして、充当率は95%を見てございます。

では続いて、事項別明細、執行予算の説明に入ります。11ページをごらんください。

歳入でございます。

まず、9款地方交付税でございます。今回、震災復興特別交付税を8億3,470万円追加いたしました。その財源の内容でございますけれども、特に戸倉小学校の整備に係る分の交付額が多うございまして、約7億6,000万円が戸倉小学校の整備に係る分でございます。

13款の国庫支出金、災害復旧費の国庫負担金で公立学校施設災害復旧費負担金として4億4,700万円ほどを計上してございます。同じく、戸倉小学校の校舎及び体育館の整備に係る国庫の負担金でございます。

次の土木費国庫負担金で、都市計画費負担金4,900万円でございます。これは区画整理事業公共施設管理者負担金として、国管理の施設部分、つまり国道45号の整備に係る負担金という形で国からいただく内容でございます。当初は復興交付金で見えてございましたが、今回この部分については財源を組み替えする内容でございます。

次に、下段の14款県支出金の1項県負担金、土木費負担金でございます。同じく、都市計画費負担金として、区画整理事業公共施設管理者負担金として4億500万円の計上でございますが、国と同様に、これは国道398号と県道清水浜志津川港線の整備に係る内容でございますが、これも復興交付金から県の負担金へ財源の組み替えをするものでございます。

次に、12ページの総務費、県補助金総務管理補助金で2,500万円、説明欄に被災地域交流拠

点施設整備事業補助金とございます。これは歌津の港地区の集会所、この整備に係る補助金でございます。100%補助でございます。

次に、農林水産業費県補助金の農業費補助金の中に、被災農業者向け経営体育成事業補助金4,859万5,000円がございます。これは、平成26年2月に暴風雪災害でパイプハウス等の被災がございました。その被災者に対し、撤去と設置、新しく設置する内容の補助金でございます。国50%、県25%を県補助金として、トンネルで補助する内容でございます。

その下の水産業費補助金で、被災博物館等再興事業費補助金がございます。これは自然環境活用センターの再興に係る補助金でございます。

7目の教育費補助金に、社会教育費補助金として7,052万6,000円を計上してございます。被災博物館と国宝重要文化財が2形ございますけれども、いずれも魚竜化石等の保存整備に係る補助金ということで、補助率は70%でございます。

14款の県支出金の3項委託金、農林水産業費委託金で、水産業費委託金の中にマイナス計上で411万8,000円、自然環境活用センター再興事業委託金でございます。委託金から補助金のほうに組み替えておりますので、この部分は財源組み替えでございます。

最下段の土木費委託金、都市計画費委託金で1億100万円、県道整備事業委託金でございます。これは、区画整理事業と同時施行ということで、国道398号と県道清水浜志津川港線を町で事業実施するというので、その事業の委託金として県から入ってくる財源でございます。

13ページをお開きください。

17款の繰入金、今回財政調整基金を除いて、各基金から特定財源として各事業に充当するために、財源の繰り入れを行ってございます。それぞれの基金の繰り入れについて、繰り入れ後の現在高について申し上げたいと思います。

まず、震災復興基金繰入金、現在高は12億6,000万円ほどになる見込みでございます。復興交付金基金、現在高は234億2,000万円ほどになる見込みです。地域復興基金繰入金、現在高で11億5,000万円ほどになる見込みです。財政調整基金、今回3億4,500万円を繰り入れますけれども、繰り入れ後の現在高としては61億9,000万円ほどになる見込みでございます。最下段の役場庁舎建設基金繰り入れ、今回初めて3,800万円繰り入れを行いますが、繰り入れ後の現在高は5億6,000万円ほどになる見込みでございます。

19款の諸収入、14ページでございます。雑入で、総務費雑入として500万円、説明欄に石油製品利用促進対策事業費補助金でございます。これは、経済産業省関連のLPガス団体協議会から250万円、それと日本LPガス協会から250万円、合わせて500万円の雑入として

いたします。この財源を利用いたしまして、後ほど歳出でご説明いたしますが、消防費の工事費のほうに充当させていただきます。

その下の農林水産業費雑入で、志津川湾水系さけます増殖協会助成金1,000万円を計上してございます。小森のふ化場の撤去、これは既設のふ化場でございます。被災を受けてございますので、その撤去に係る助成金でございます。

以上、歳入でございます。

続いて、歳出に移ります。15ページをごらんください。

町長の提案理由で申し上げましたとおり、共通事項として、本年4月1日の人事異動に伴う人件費の組み替えにつきまして各款、各項に行ってございましたので、その調整部分がたくさんございます。

では、17ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費で4目の障害者福祉費、13節の委託料に321万円を計上してございます。説明欄に記載してございますけれども、今回この委託料を用いまして第4期の障害福祉計画と第2期の障害者計画、この計画を策定する予定でございます。

18ページの最下段の災害救助費に工事請負費を計上してございます。360万円でございますが、仮設住宅防球ネット設置工事、これは志津川高校の仮設住宅に対するものでございます。

続いて、19ページをごらんください。

4款衛生費、上水道費ということで、負担金補助及び交付金5,512万6,000円、水道事業会計に今回補助金として支出する内容でございますけれども、これは水道事業所の災害対策の長期派遣職員の人件費分、それと水道で行う災害復旧工事の繰出基準額に基づく繰り出しでございます。全額、震災復興特別交付税で対応している内容でございます。

20ページの農業農村整備費の19節負担金補助及び交付金でございます。被災農業者向け経営体育成支援事業補助金6,260万円を計上してございます。歳入で申し上げましたけれども、平成26年2月の暴風雪災害によりまして、倒壊したハウス等の撤去、それと再建修繕に関する経費でございます。

次に、24ページに飛んでいただきます。

8款消防費1項消防費に消防防災施設費の15工事請負費600万円、石油ガス災害バルク等設置工事とあります。バルクというのは、大きなLPのガスタンクのことを指してございます。今回1トンタイプのタンクを入谷公民館に設置いたしまして、通常は燃料として使うわけですが、災害時にはこのタンクのガスで発電を行いまして電力として供給する、そうい



った事業を今回導入する内容でございます。

続いて、27ページに飛んでいただきます。

10款災害復旧費4項その他、公共施設公用施設災害復旧費として、今回新たに庁舎災害復旧費、新しい新目を設けさせていただきました。13節の委託料には、庁舎建設基本計画作成委託料として3,800万円を計上してございます。これは、新しい本庁舎と総合支所、その基本計画、基本設計の委託料を計上させていただきました。

その下の文教施設災害復旧費の公立学校施設災害復旧費でございます。13節の委託料に2,920万円、15節工事請負費に15億5,200万円を計上させていただきました。戸倉小学校の校舎と体育館の施設整備に係る経費でございます。

4目の社会教育施設保健体育施設災害復旧費でございます。これも、13節委託料と15節工事請負費にそれぞれ3,500万円と4,950万円を計上させていただきました。魚竜化石等の災害復旧工事でございます。

29ページをごらんください。

12款復興費の1目復興管理費でございます。13節の委託料に550万円を計上してございます。文書ファイリングシステム導入支援業務委託料として計上してございます。これは、新しい庁舎の基本計画として並行いたします文書の新しいファイリングシステムを導入する予定でございまして、その基本計画を作成する委託料でございます。

その下段の25節積立金に1億2,800万円ほどを今回計上いたしました。復興交付基金の積立金でございますけれども、現在完成した防集団地の分譲を開始いたしまして、その分譲代金をこの基金に一度積み立てる内容でございます。予算に積み立てている内容につきましては、13団地59区画分の分譲代金を今回積み立てさせていただきます。

2目の地域復興費、工事請負費で170万円でございます。災害公営住宅集会所エアコン等設置工事ということで、これは入谷住宅と名足住宅の災害公営住宅に係る集会所に設置するエアコンでございます。

30ページ、3目の復興推進費でございます。18節備品購入費に250万円を計上いたしました。これは、入谷、名足の災害公営住宅の集会所に係る備品購入でございます。

19節の負担金補助及び交付金でございます。その中に、社会福祉法人旭浦会施設整備費等補助金1,700万円を計上いたしました。これは旭浦会で整備する自建施設がございましたけれども、災害復旧事業費補助対象外、これは備品購入が補助対象外になってございますので、その備品購入に係る2分の1を町で補助するものでございます。

その下の南三陸農業協同組合施設整備費等補助金として、これも新たに6,800万円を計上してございます。JA南三陸の本店と支店、この建設補助として、県の補助をJAのほうで受けますけれども、その県の補助残の3分の1を今回町で補助する内容でございます。

被災地域交流拠点施設整備事業補助金2,500万円については、歳入でご説明申し上げましたが、歌津の港地区の集会所の整備補助金でございます。

31ページをごらんください。

2目の水産業共同利用施設復興整備事業費の15節工事請負費で2,500万円、シロサケふ化場用地整備工事、その下の17節公有財産購入費で1,800万円、事業用地購入費として計上してございます。これは小森のふ化場の整備に係る予算でございます。

12款の4項復興土木費で都市再生区画整理事業費、13委託料で9,800万円、被災市街地復興土地区画整理事業業務委託料1億100万円を計上いたしました。財源でご説明申し上げましたが、県より受託して施行する国道398号線と県道清水浜志津川港線の整備に係る経費でございます。

32ページでございます。

6項の復興効果促進費でございます。

1目の住民合意形成促進事業費で13節委託料1,800万円、復興まちづくり協議会運営支援事業委託料として1,800万円を計上いたしました。これは志津川地区のまちづくり協議会への委託でございます。

3目の被災地復興のための土地利用計画策定促進事業費、委託料で3億400万円ほどを計上してございます。特に都市再生区画整理事業実施設計委託料、これが約2億2,000万円ほどでございます。志津川市街地42ヘクタールの区画整理事業のURへの委託でございます。

その下の欄には、伊里前中心市街地用地測量調査等設計委託料、これは約7,000万円ほどを見込んでございます。その下の委託料に4,600万円、伊里前中心市街地用地整備等委託料も計上してございます。この4,600万円の内容でございますけれども、伊里前市街地の瓦れき埋設物の撤去に係る経費でございます。

9目の飲用水供給施設排水施設整備事業費の13節委託料4,220万円、地区外排水路整備事業委託料を計上してございます。これは、現在志津川東団地が間もなく完成予定という形でございますけれども、東団地を整備してございますけれども、そこに新しい調整池をつくる予定でございまして、その調整池から地区外の排水路、約380メートルを整備する内容でございます。これもURへの委託事業という形になろうかと思っております。

予備費については、財源調整のため調整させていただきました。なお、250万円以上の工事事業施工場所につきましては、議案関係参考資料46ページに付記してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時03分 休憩

---

午後1時10分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

まず、7ページに地方債補正が出ていますけれども、この地方債の平成22年度、震災前の平成20年度末残高と、それから震災に当たりまして償還猶予があったのか、震災があったことによって。それと、今後、過疎債とこの地方債のデメリット、メリット、その辺。

それから、12ページの7目の4、社会教育費補助金7,000万円ほど、被災博物館再興事業費補助金と国宝重要文化財等保存整備費補助金がありますけれども、この国宝重要文化財というのは魚竜化石のことなのかどうなのか、これをお願いいたします。

それから、もう少しあります、済みません。24ページの先ほどの説明の中で、消防費3目の消防防災施設費の15節工事請負費600万円、LPガスの災害バルク等設置工事、これはLPガスタンク1トンのものという説明がありましたけれども、入谷公民館付近にこの1トンのLPガスを貯蔵するとたしか聞いたんですけれども、果たして入谷公民館付近にこの1トンのLPガスタンクを置いて大丈夫なものかどうか。私は入谷公民館付近と聞いているんですけれども、もしそうだとすればそういう1トンのものを置いて危険性はどうなのかということがあります。

それから、28ページの2目の15節工事請負費、その上の13節委託料3,500万円、魚竜化石の災害復旧工事設計業務委託料とあるんですけれども、設計委託料と工事請負費、5,000万円近い災害復旧工事、多分魚竜化石レプリカを置くのか、多分本物は県に行っているかどうかだ

と思うんですけれども、ちょっとこれも定かでないんですけれども、この辺もどういうものをつくるのか。

それから、済みません、ちょっと抜かしてしまいました。前のページ、27ページの庁舎災害復旧費2目の13節委託料なんですけれども3,800万円、庁舎建設基本計画作成委託料と出ていますけれども、これは工事設計委託料ではなくて作成委託料なので、デザインというかそういうものなのかどうか、その辺を詳しくご説明をお願いします。

それから、済みません、もう1点。29ページの復興管理費委託料13節委託料550万円、文書ファイリングシステム導入支援業務委託料とありますけれども、これは文書管理、多分今までは文書そのものも倉庫にいっぱい置くので、倉庫がいっぱいになるから、今度はデータで管理するという方向だと思うんですけれども、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 何点かご質問がありましたけれども、私から地方債全体に関するご質問と、あとは文書ファイリングの回答を申し上げたいと思います。

まず、地方債の現在高ですけれども、手元にある資料では今、平成24年度末現在高の債は98億1,600万円でございます。地方債の発行を大分抑制しておりますので、平成25年度末には91億9,300万円まで減少してございます。

また、震災後の償還猶予等の措置はございませんでしたので、11款の公債費で粛々と公債費の支払いをいたしてございます。

それと、あと過疎債の関係でございまして、メリットと申し上げます部分につきましては、当然過疎地域指定を受けますと、過疎の振興計画をまずもってつくらなければいけませんけれども、その計画に基づいた公共施設等の整備であれば、過疎債の充当ができます。基本、充当率が約100%充当できまして、今年度元利償還金の80%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるということで、理論的には借金の20%相当で施設整理が可能だという形になろうかと思えます。

それと、文書ファイリングでございまして、3番議員がお話しのとおり、震災後、書庫等もない状態で各所管において文書の管理をいたしてございます。新庁舎を整備するに当たって、新しい書庫等を整備することになりますので、そこをきちんと整理整頓した形で文書ファイリングをしていくということで、データ管理というよりは、紙ベースの管理をきちんとしていくということを基本ベースにして、この新しいファイリングシステムを基本計画として構築するという内容をこれから進めていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 済みません、ちょっと答弁の順番がばらばらになりますが関連で、庁舎の基本計画の作成でございますが、デザインそのままで踏み込むものではなくて、基本的なコンセプト、これをつくるという業務内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） それでは、私から石油ガス災害バルク等の設置工事につきましてご説明したいと思います。

議員から安全性ということでご質問がありましたが、これは既存に認められた施設でありまして、一体化されたもので、東日本大震災の際も避難所として有効的に使われたという実績がございますので、安全性は担保されているものと考えております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、28ページ、魚竜化石の災害復旧事業についてご説明申し上げます。

13節の委託料でございます。皆さんご存じのように、魚竜化石につきましては、館浜の産出地に現地保存、それから現地で公開をしているところでございます。しかしながら、さきの震災によりまして、広域地盤沈下によってもともと水際にあったものがさらに沈下したものですから、現場にもなかなか行けない状態にあると。それから、付近の地山もかなり緩んでいて危険な状態にあるということでございます。

それで、これまで付近にありました石碑、広報用の放送施設、それからトイレにつきましては既に復旧しておりますが、一番肝心の化石の部分の復旧が進んでおりません。町といたしましても、今後とも化石の保存、それから公開については積極的に進めていきたいと考えております。それで、見学者の皆様に安全に、それから万が一の場合にもすぐに避難ができるようなそういう整備をする必要があるということで、専門家も含めてこの間検討してきたということで、一定の方向性が出たものですから、現地の調査をして、具体の工事ができるようなものをつくっていくというために必要な委託料でございます。

それから、次の15節の工事請負費でございます。これも魚竜化石にかかわるものでございますけれども、管の浜の漁港に水産振興センターというものがございました。その奥に魚竜館という、これも現地に展示、保存している施設でございます。小規模な建物ながら、今回震災に見舞われましたけれども、建物躯体そのものはまだまだ健全な状態であるということと、それから中の化石もそのまま残っているということでございます。ただ、入り口のサッシと

かさまざまな附属品がかなり傷んでいるということでございますので、それらを全て補修し、そしてこれまで見学する場合はかなり化石から離れた場所からしか見られないと、それから内部が大変暗くて見にくい状態で行っていただきました。そこで、若干照度、要は部屋の中を明るくすると、それと見学する場所も実際その化石の上に強化ガラスを設置いたしまして、上から見られるような形に今回改修するという工事の内容でございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 社会教育費補助金の国宝等重要文化財等保存整備費補助金ということで、これは補助金の事業のメニューの名前で、魚竜化石の産出地は国の指定の天然記念物ですね。昭和50年に指定になっていきますので、国の指定の天然記念物ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま説明をいただきました。

まず、再確認の意味で、先ほど総務課長の答弁では、紙ベースによって保管ということをお話されました。今までも紙ベースなので、庁舎が新しくなるのであれば、私的にはデータベースでできないものかと。紙だとかなりの文書量になるんですよね、倉庫がいっぱいで。5年のものもある、10年のものもある、それらを保管しておくとなると、今吉野沢の倉庫には大分入っているんですけども、担当課ごとの管理になっていきますけれども、何とかそれをもっと簡素化してデータで残せないものかということをお話していただくことと思います。

それから、今言われた魚竜化石なんですけれども、今まであった魚竜館、これからもあそこを修復していくんでしょうか。あの場所は危険だと思われるんですけども、現在の魚竜化石を展示するのに今までと同じ場所で修復していくのであれば、ちょっと危ない箇所があるのではないかなと思われるのが1点です。

それから、先ほど言い残しました32ページの7目の13節委託料4,600万円、伊里前中心市街地用地整備費委託料、これは瓦れき撤去の委託料だという説明があったんですけども、あそこを歩いて歩くときに瓦れきは見えないようなんですけども、どこの瓦れきの撤去なのかご説明をお願いいたします。

それから、はい、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 基本的に文書ファイリングシステムを導入するというのは、これま

での紙ベースでの同じ轍を踏まないということがまず基本にございます。というのも、同じような文書を担当者が同じように持っていてストックしていると、係、課、あと全体でも持っているということで、同じデータの文書が多数存在するのは非常にこれはまずいだろうということがまずもって基本にあります。そこで、基本的なルールをまずしっかりつくった上で、なぜ電子データがだめだというのは、確かに電子データだと質量もございませんし、場所もとらないんですけれども、日進月歩によってそのデータを保管しているものを呼び出すことが逆にできなくなってしまうといったことで、最近はまだ紙ベースに戻っている傾向がございます。

これはそういった経験をもとにこれから新しいシステムを構築していこうということでございますので、紙ベースできちっと整理整頓して余計な文書はもう保存しないといった形を基本に据えて、最終的に永久保存すべきものは永久保存の箇所に置くと。14年、5年の部分については、その年限が到来した段階であとは処分するというのをきちんとしたサイクルでしていくということをまず基本計画として策定して、それに向かって実現に向かって整備していくという考えでございます。

○議長（星 喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 魚竜館の復旧と申しますか、それにつきましては3月に公共施設の配置の中でも、平成の森の周辺ということなので、そういうことで場所的な災害復旧事業で用地ができ次第整備したいと考えております。

今回は、現地保存しているあの魚竜化石は管の浜魚竜なんですけれども、そこを整備すると。被災博物館整備事業ですかね、10割補助なんですけれども、これでもって現地保存のあの建物を整備するというので、あと震災当初と申しますか震災直後から、東北大に魚竜化石を全部レスキューしてもらって補修整備してもらって、今預かっているものが大型の魚竜化石で3メートル、4メートルのものとか、3メートル、1メートル50センチというドイツとイタリアの魚竜化石があるんですけれども、それを早く里帰りさせたいということで、被災博物館のこの事業を使えないのかなということで今いろいろ検討しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 伊里前の瓦れきの撤去費の関係ですが、震災の瓦れきということではなくて、あそこをこれから盛り土していくための調査をするわけなんですけれども、盛り土をしていくに当たりまして地盤沈下を防ぐということから、例えば道路の舗装であったりとか、それから道路にある構造物、それから宅地内に入っている水道の給水管とか、そういう地下

に埋設されてあるものを取り除くということの費用として計上したものであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1点、もしその新しい魚竜館の場所などがわかっているのであれば、今までの説明だと現地を修復するんだということなんですけれども、新しい魚竜館の場所などわかっているのであれば、お知らせ願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 新しいものは、多分3月の議会で企画課長から説明があったかと思うんですが、基本的には今言っている魚竜館については、管の浜に現存しているものが正式な魚竜館でございます。今残っているもの、正式な名称で魚竜館というのを指すことになります。それで、なくなったものが水産振興センターでございます。

それで、公共施設の配置計画の中で、平成の森周辺に歌津総合支所とそういう魚竜化石も含めたさまざまな展示物を展示、公開できる施設を設置するという説明が多分あったかと思うんですが、具体のピンポイントでここということとはなかなか今この段階でははっきり申し上げられませんが、いずれあの周辺の町有地の中に建てるということで今考えております。

○議長（星 喜美男君） 1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 後藤です。

1点だけ。32ページになりますけれども、歳出の部分で復興まちづくり協議会運営支援事業委託料ということで計上されておりますけれども、これは志津川地区のまちづくり協議会の体制が変わって、支援の方法、手段が若干変更になるということに伴う歳出であろうと思っておりますけれども、一応確認なんですけれども、まちづくり協議会で話し合われていることをまちづくりの行政サイドの基本に据えていくというお考えに変わりはないのかどうかということをお伺いしたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 基本的には、後藤議員がおっしゃるとおりでございます。財源も平成26年度から変えたということで、基本的にこれまで話し合ってきたまちづくり協議会の内容をこれからの復興事業に生かしていくということでございますので、継続してまちづくり協議会の考え方を反映していくということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） であれば、少し関連になりますけれども、平成25年度にまちづくり協



議会で中間提言書というものを提出されて、それを見ながらランドデザインなんかもデザインされているということを伺っております。さまざまな提言がなされまして、それぞれ今行政サイドでどういうふう処理していて、どういう事業が動き出しているのかということをお伺いしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 具体的にその中間提言で出されたもの一個一個について、内部で処理というところまでは正直至っておりません。復興計画推進会議、そういった中にご議論いただく部分とか、それからこれから復興計画を見直す時期になってくるんですけれども、そういったまちづくり協議会の提言書などを参考に、実態に即した復興計画に軌道修正するという必要もあると思いますので、そういった部分では担当のほうで今仕分けをしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その仕分けをしている中で、実態に即して変更をかけていくんだということであれば、予算の中でも自然環境活用センターの予算も出ておりますし、それに伴ってネイチャーセンターを整備していくんだというお話があったかと思います。それがまちづくり協議会の中間提言書の中でも盛り込まれていたかなと記憶しているんですけれども、あちらを整備する場合に、かさ上げが事業の中にあると。ネイチャーセンターを整備した場合に、ネイチャーセンターの部分だけ、国道の高さとネイチャーセンターが立地するであろう場所の高さに差があって、ネイチャーセンターに行くためには非常に急な下り坂を下って、そこだけくぼ地になるようなというお話があったと聞いております。そこを今どのように対応されているのか、その1点だけをお伺いしたいんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 今議員がおっしゃったとおり、ネイチャーセンターが建設される予定地を防潮堤の直背後ということで今想定しております。防潮堤と新しい国道45号線の間に、今くぼ地的な地形が出るような状況になっておりますので、ネイチャーセンターができるところをかさ上げしてほしいと、要は防潮堤の天端高さ付近まで上げてほしいということだったので、そちらはかさ上げが可能かなと。あとは、国道45号線からのアクセス道路も確保してほしいということでしたので、そちらは直接国道45号線から最短距離でアクセスするような道路が今望ましいと思うんですけれども、そういった場合の用地買収とかそういったことも検討しながら、場合によっては既存である国道なり道路を利用しながらのア

クセス道路というものも踏まえて検討しておりますので、そちらはまたネイチャーセンターの設計等が今進んでおりますので、その中で一緒に検討させていただければと考えております。

○議長（星 喜美男君） 7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 32ページの3目、伊里前市街地が大分難儀しておったわけですが、ここに設計委託料ですか、金額が計上されておりますが、この伊里前市街地の整備手法、それから見通しをお聞かせ願いたいなど。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 伊里前市街地への事業がないと、現行メニューではないということで、これまで2年近く国とやりとりをしてきたという経緯につきましては、皆様も篤とご存じのことかと思えます。今回、国道や防潮堤、そういった国、県のほかの工事との兼ね合いも出てきたというところから、地域のまとまりもできたということで、いよいよまず調査をしなければならないだろうということで予算をつけさせていただきました。

その事業の手法ということになるんですけれども、今、防災集団移転促進事業の効果促進事業を費用を充てられないかということで、これはこれまでもずっとその事業手法を使わせてくれということでやりとりをしてきたんですけれども、去年あたりよりは自分側から立ったいろいろご理解をいただけるようになってきましたので、まずはそちらの方法でいってみたいということがございます。

それから、見通しということなんですけれども、現時点で確実にその事業で用途決定をいただいたわけではございませんので、はっきり100点満点という状況ではございませんけれども、去年よりは自分前向きなご意見をいただけるという状況になりましたので、事業の着手ができれば速やかにやっていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 大分何か先が明るくなってきたような説明ではありますが、多分担当される課あるいは課長さん方には声が届いているんだろうとは思いますが、この市街地を利用し、そして補助事業によって建築計画を考えている方々もおられるようであります。補助事業の期限があるわけでありまして、土地ができないと今度補助事業を使えないというような何か足踏みしたような形の状況があるようでありますので、土地ができて補助事業を使っていろいろな構築物を完成させるというような担保的なものがあれば、計画も立てやすいし、またこの土地利用も旺盛になってくるのかなと思うんですが、その辺あたりどうでしょう

ね、その兼ね合いというものは。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 国といろいろ話をしている材料の一つに、議員がおっしゃるように、基盤整備は国の交付金を仮に充てられたとしても、平成27年という期限が決まっているんですけれども、せっかく基盤ができて、例えばいろいろな産業団体あるいは商業者がそこに建物を建てたいと思っても、その期限を使い損ねてしまうということもありますので、そこもあわせてうちのほうでは基盤整備だけではなくて、そこに建物を建てる方々の都合もあるので、何とか認めていただきたいというセット出しで要望しているという状況です。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） そのような方向で補助事業が最後までついてくるようにさらに努力、頑張ってください、本当の明るさが出るようにひとつこれからも進めていっていただきたいなどそう思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

本当は9件ぐらいお願いしたかったんですけれども、きのうは議会終了後に担当課に行って聞いて何件か納得しましたので、本日6件伺いたいと思います。

まず、第1件目、20ページの4、畜産業費委託料の汚染牧草等保管業務委託料について、何かふえたみたいなので、そのところを少し詳しく伺いたいと思います。

第2点目なんですけれども、22ページ、観光施設管理費13節委託料、観光地景観整備事業、観光地景観整備ということで、どのような委託料なのか。

あと、この観光ということで、実は行政報告でも若干あったんですけれども、観光協会について再度というわけではないんですけれども、若干伺いたいと思います。実は、その後何か役員会があって会長を決めるということだったんですが、何か決まらなかったということで、それに関連するんですけれども、売り上げ現金の紛失の報告が3月4日に役場にあったということなんですけれども、町長はいつ耳にしたとかそのことを知ったのか伺いたいと思います。

あと、それと観光協会の関係なんですけれども、実はきりこプロジェクトというものを何か今もやっているんですけれども、その何か表彰があったらしいんですね、ティファニー財団の表彰ということで。それで、昨年暮れか、ニューヨークに表彰に行ったということなんですけれども、実はそれはきりこプロジェクトをやっているアート団体ですか、吉川さん

という方ともう一方がいたというんですが、私がさっきネットで見たら、観光協会の代表ということでネットに載っていたんですけども、実際は何か職員が行ったような状況みたいだと聞いたので、そのところがもし職員だったら、ニューヨークへ行った理由とか、どういった身分で行ったのか、そして誰の許可で行ったのか、そして出張の際の旅費等はどうか、委託業者と一緒にしたのでどのような形で行ったのか伺いたいと思います。

あともう1件、観光協会の関係なんですけれども、ポータルセンターというかアムウェイの建物の関係なんですけれども、最初はああいった建物が建つ上で、町だと思うんですが、誰が窓口だったのか、そういったことを3点伺いたいと思います。

次、23ページ、住宅管理費の8、報償費で災害公営住宅抽せん会立ち会い謝金とありますけれども、これはどこの住宅の分だったのか伺いたいと思います。

次、27ページ、前者も質問したんですけども、2、庁舎災害復旧費のうちの13節委託料、基本設計ということで先ほど答弁されてわかったんですけども、これは本庁の分と支所の分ということなんです、その割合というか、実際はもう規模的なものを聞きたいんですけども、どういった形の規模なのか、委託料が10だとしたら、7・3とか6・4とかそういった割合で、もし現時点お答えいただけるのであれば、その割合を伺いたいと思います。

次、30ページの3、復興推進費19節負担金補助及び交付金の中の南三陸農業協同組合施設整備費等補助金ということで、補助をするということなんですけれども、今JA自体が中央会等でいろいろ大変な時期でもあり、あとTPPの関係もあるんですが、今当町というか役場としてのJAとのかかわりというかあり方、そして農産物の出荷に際しJAを通じてどれぐらい出ているのか、もしくは自主流通というんですか、道の駅等に出るもののその分がどれぐらいあるのかをお聞きしたいと思います。

最後なんですけれども、前者も質問した32ページ、住民合意形成促進事業費の中の13節復興まちづくり協議会運営支援事業委託料なんですけれども、これは志津川地区ということなんです、こういった予算が戸倉地区と歌津地区でどれぐらい計上されているのか。

以上、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） まずもって、20ページの汚染牧草の関係なんですけれども、放射能で汚染した牧草なんですけれども、一時保管ということで各農家に一時保管していただいているんですけども、これまで数十戸の農家で約400トン近く保管してもらっているんですけども、もう1軒追加があったということでございます、入谷地区の。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） では、まず22ページの観光地景観整備事業委託料の内容についてですが、これはことし2月に大雪が降りまして、その雪害として大分倒木があった中で、田東山の行者の道にかかる部分が現在支障になっているということで補正させていただく部分と、それから神割崎のキャンプ場内に松枯れの部分が大部分ありまして、今後の活動にどうしても支障になるということで、それらをあわせて補正させていただくものであります。

観光関連の部分をまとめてお答えさせていただきますが、きりこでティファニー賞受賞ということでニューヨークで表彰があった内容についてですけれども、この活動は広く町内の女性の方々の人材育成として、震災前から町の活性化に取り組むような女性の活動として展開してまいりました。この活動は震災後、民間の先ほど議員がおっしゃった方を中心にしながら、町内のそういう女性の方々の活動を展開してまいっての被災後の文化を通じた被災地の元気を出すような活動として高く評価されて、ニューヨークでの表彰に至ったわけであります。町としてのかかわりとしては、実はその民間団体の方々の活動は側面的な支援的なかかわりを持っておりましたが、やはり活動自体、直接的な女性の方々の活動でしたので、旅費、受賞団体、そういったものは全てその民間の団体が評価を受けて受賞するというものでしたので、その団体の中からの旅費支弁の中で、プライベートを通じて活動をともにしていた町の職員が休暇をとって表彰に参加したということでございます。

それから、アムウェイは町が窓口となってといいますか、町がその情報を得て観光協会に施設を貸し出しているというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私が知ったのは、4月11日だったと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） では、私のほうで2点。

まず、まちづくり協議会の関係なんですが、今回の予算は志津川地区ということで、戸倉、歌津地区につきましては当初予算から計上させていただいているということで、金額につきましては、戸倉と歌津の2つを合わせますと2,400万円ぐらいということになってございます。

それから、庁舎の基本設計の委託料の本庁と支所の割合ということなんですけれども、公共施設の配置でお示ししたときには、おおよその復旧面積ということでお出ししたんですが、これからはこの基本設計を組む上で、規模とか建物の構造、部屋割りなど大まかな計画をつくっていくということになりますので、本庁と支所の部分に対してまだまだ不確定要素が多

いということで、案分しますと大体、本庁が3に対して支所が2と、3対2という割合で今回予算の構成を見てございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 済みません、先ほどの発言で訂正させていただきます。

予算はティファニーから出していただいたんですが、環境協会と綿密な連携をとっているということから、出張という扱いの中で行き帰りの安全も含めて管理する必要があったものですから、出張という形をとりましたが旅費の支弁はそちらの団体ということでございました。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 23ページ、報償費でございます。記載のとおり、災害公営住宅の部屋割りの抽せん会の際の立会人の報償費になります。抽せんに関しましては、職員、それから入居される皆さんのほかに、公正公平を来すために第三者の立ち会いをお願いしているところでございます。今後予定されておりますのが、柘沢住宅が予定されておりますので、その際の報償費ということで計上しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 農協とのかかわりなんですけれども、農業振興とか、耕作放棄地とか、先ほど出ました液肥とか、あとは基盤整備事業とか、そういった形の中でいろいろと取り組みを共同でやっております。

それから、米の出荷なんですけれども、昨年で1億9,500万円の取引があったようでございます。個別に南三陸町産がどれくらい出ているかということは、ちょっと今資料を持ち合わせておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、汚染の牧草についてなんですけれども、1軒ふえたということですか。わかりました。1軒ふえた。今後の見通しなんですけれども、いろいろ今新聞等でやっているの、この牧草に関してもう1件だけ。水界峠の近くに保管しているもの等はそのままなのかどうか伺いたと思います。

観光地景観のほうは、これは行者の道と神割崎キャンプ場の松枯れということで、わかりました。

あと、観光協会の件なんですけれども、町長から11日に知ったということで今答弁がありました。実は、その間4日に事務局が役場に報告に来て、その間ずっと町長に報告がなかった

ということによろしいわけですね。そうしますと、ちょうど3月17日までたしか議会だったので、観光協会といろいろな緊急雇用等の面でやっている関係で、それで何かこの未収金等の対処はよかったのかどうか、よかったのかどうかということも逆に変なんですけれども、どういったあれだったのか、その分今回の議会で最初に当初報告書が出たものですから、そのところがちょっと納得できないので、わかるようにというか説明をお願いしたいと思います。

あと、ティファニーの財団の件なんですけれども、先ほど課長が答弁し直したんですけれども、出張扱いということなんです、実はなぜこのことを私が出したかといいますと、ネットの財団の報告のあれでは、「観光協会の代表」となっているものですから、それぐらい町職員のかかわりがある、なおかつこういう何というんですか、未収金等が出てきたということは、まあ部門が違うからといえばそれまでなんですけれども、そこが私はちょっと残念な思いがしたものですから、この件を出させていただきました。

それで、実際にこの出張の許可を課長がお出ししたわけなんです。どなたがあれしたのか、そこだけ最後1点。今後こういった表彰、特に海外の表彰ですので、受賞したトロフィーと200万円はこの事業団体のものでしょうけれども、何か余りこう、どうなのか、一考するべきだと私は思いますので、課長というか当局の考えを伺いたいと思います。

あと、アムウェイとのかかわりなんですけれども、町が窓口となったということですが、町といっても誰がこの窓口になったのか、そこはいろいろな課が観光協会として使うんですから、その担当なのかどうか。私が思うには、ああいった建物自体は悪くないと思うんですけれども、企業名が出ていることに関して若干いろいろ、幾ら観光が賑わって、バスが何台も前にとまってもどうしても、このアムウェイさんを嫌うわけではないんですが、イメージとしてちょっと私的には納得がいけないものですから。例えば、このあれでいくと、商店街にできたモアイも大きく三菱商事とかと出すべきだと私は思うんですけれども、ただこの特定の企業だけがああいうふうに出すこと、これはもう町として窓口になった人が名前を外してもらうことができなかったのか。普通大きい企業ですと、メセナ的になるべく目立たない感じで支援をするということが企業のいいところじゃないかと思うんですが、この企業に関してはどうなのか、そのところをもし詳しくわかるんでしたら伺いたいと思います。

そして、あの建物自体を何か取り壊して移動できるというんですけれども、今後かさ上げしたところの町開きするところに移るのか、それとも今後のかさ上げした後の取り扱いとか、あれをどうするのか、今のところわかっているんでしたら伺いたいと思います。

公営住宅の抽せん会はわかりました。実は関連で伺いたいんですけども、新聞にあったんですけども、登米市では、家が壊れた市民のために復興住宅を60戸整備し、そのうち26戸を市外の被災者にも割り当てたということなんですけど、もうこの抽せん会も終わったということだったので、この26戸のうち、当然当町の方たちも申し込んだと思うんですけど、よその自治体のことなのでどうかと思うんですけど、もし当局で何人ぐらい申し込んだのか伺いたいと思います。実は新聞にも載っていたんですけども、移動町長室ということでもいろいろ、何というんですか、向こうの仮設の方たちにも呼びかけをしているということなので、どういう状況だったのか伺いたいと思います。

庁舎建設に関しては、約3対2ということでこれはわかりました。

J Aの件もほとんどわかりましたので。

まちづくり協議会なんですけれども、先ほど二千幾らと答弁があったんですけども、実際戸倉の分と歌津の分、どれぐらい予算をかけているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） それでは、まず観光協会の不明金の関係でのご質問からお答えしますが、今議会冒頭にありました行政報告の中でもそのように申し上げたんですけども、議員がおっしゃる3月でのタイミングというのは、全く内容的なものが把握できているものではなくて、その際も申しあげました職員の病休などの経過の中で、その後どうも心配な様子があるんだという相談の段階だったんですね。したがって、町としては当然その協会内部の問題ですので、協会としてしっかりそれは内容をただしてもらわなければいけないよと、町とすればやはり出資の問題やら、補助金を出している団体であることの問題やらということで申しあげましたが、正式に内容を承知したのが4月になってからということでしたので、議員がおっしゃるような経過の中での何か手だてみたいなのは、やはり町としては正式な報告の中で対応すべき問題ですので、そのようにご理解いただきたいと思います。

それから、職員の出張の部分につきまして、「観光協会の代表」という表現がインターネットに出ているという部分、申しわけないんですけど、私はちょっと確認していないんですけども、代表では当然ございません。私の段階で出張命令を出す段階におきましては、やはりその団体と観光協会と町の観光振興のかかわりの中で非常に深い活動でございました。当然議員がおっしゃるように、民間の方々の努力を評価されるものですので、民間の方がやはり出席することができれば望ましいところだったんですけども、指定された日にちにおいて民間の方の参加が難しいということから、町でのかかわりの中で団体に失礼のないように参



加者を確保するという意味で、町の職員で対応させていただいたという経過でございますので、これにつきましてもご理解を頂戴できればと思います。

それから、建物に企業名が出されている部分につきましては、震災復興後この建物に限らず、建物といいますか、さまざまなものが企業からの支援として入ってきておりまして、それらにつきましてはそれぞれの会社の理念に基づいた支援のあり方がありまして、全く出さないでほしいということではなくて、その後の利活用が町の復興に大きく役に立つという形の中で、この施設につきましては受け入れをさせていただき、団体の考え方の中で一定の企業名は残してほしいという考え方の中での施設でございまして、町としてはその施設の機能を活用させていただくという考えから受けておりますので、他の支援のものには名前が入っていない、それだけ入っているという部分についてのご指摘は、やはり支援のさまざまなあり方の中の一つということで、町としては住民のために大いに役立てさせていただいているということですので、ご理解を頂戴したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 職員の海外研修の件でございますけれども、若干補足させていただきます。

職員が県外出張、当然海外も含むわけですけれども、その決裁権限は、事務決裁規程によりまして総務課長にあります。今回、当該職員の海外出張に当たりましては、その財団から指名で町職員の出席要求がございましたので、私において海外出張の命を下して海外に出張させました。ただ、旅費だけは財団持ちということでございました。

若干、今産業振興課長の答弁を少し修正させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） まちづくり協議会の戸倉と歌津の比率ですけれども、ちょっと手持ちがないんですけれども、加入人数が大体同じぐらいでございますので、半分半分ぐらいなのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 隣の市で募集した詳細の状況はちょっとわかりませんが、二十数世帯、入居の抽せんを行ったということは報道等でも承知してございます。20世帯がもともと南三陸町出身の方であったというお話を報道上では確認しております。

ただ、もともと町の災害公営住宅にいわゆるダブルで手を挙げているといった方も実はございまして、その方については約10世帯あったということで、こちらとしてはその数字につい

ては詳細まで把握しておりますが、全体像については大体報道等の状況を見ますとそういった状況なのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 水界トンネル付近の牧草につきましては、当面そのままということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） では、最後1点だけお伺いします。

今観光協会が入っているアムウェイの建物ですけれども、あの運営はどうなっているのか、ちょっとネット等で見ると、アムウェイ本社がコミュニティホールとかをボランティア等で運営するとなっているんですが、実際はどういう取り決めというか、建物をしっかり町で寄附みたいなの、町というかどうい、観光協会で使っているその状況がわからないので、私はそこだけ伺わせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 運営、それもインターネットに出ているという表現というお話だと思うんですけれども、町としては大きく捉えて、観光交流人口の増加とか、あるいはそういった観光面での町への貢献に役立ててほしいという会社からの意向を受けて観光協会に取り次いでいるということでありまして、その会社そのものの、何と申しますか、社会的に向いているその情報の中にどのように表現している部分については、特に意を用いて何か把握しているということもないんですけれども、意味合いとしては社会貢献にとにかく役に立てたいという会社側の考えで表現しているものじゃないかと思います。（「誰が管理しているか」の声あり）観光協会です。管理、運営は観光協会のほうで行っております。

○議長（星 喜美男君） 15番山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 27ページの災害復旧費、庁舎災害復旧費13節委託料、庁舎建設基本計画作成委託料、本庁舎並びに総合支所の件について、先ほど総務課長から説明をいただきました。そして、前者の配分等に当たっては、詳細ではないんですが、企画課長から庁舎の配置等のお答えをいただきました。

私はこの中で公共施設の庁舎の配置、1点お伺いしたいことは総合支所の配置ですね。前回特別委員会等で企画課長からこの基本計画等の説明をいただいたわけですが、その後歌津地区総合支所におきまして、すばらしい歌津をつくる協議会が母体となっていました。その協議会からご案内をいただいたんですが、途中退席してしましまして、企画課長の説明に

当たっての歌津地区の協議会、町民を代表しておる方々のお声はいかがなものだったのか、この点、私にもその声が届いておりますが、ご説明をいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 私がこの任に携わる前からですから、約2年間地域の方々からいろいろ候補地についてご意見をいただいております。今回、平成の森の場所に総合支所を建設ということで、まずは30人ぐらいの検討委員の皆様でございましたが、ようやくここまで来たなということでした。

それから、やはり支所、公民館、保健センターと大きく3つの機能を置くことで検討していきたいということにつきましても、これから具体的にどういう行政サービスをするのかとか、それから配置の職員の数とか、そういった部分につきましても若干ご注文のようなものをいただきましたので、これから基本計画を立てていく中でしっかりと反映させていくということで、全体的には建設的なご意見をいただいたものと私は理解しております。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 実はその説明会の後、日がたちまして、この母体となっている方々の声では、公共施設の配置について余り芳しくない、望むべき場所ではないという声も届いております。その後、そのような声が届いているのかどうか私は確認を兼ねて伺ったわけですが、改めていかがなものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回お示しした建設予定地に関してよくないとか、そういう後ろめいたお話しなり意見は、直接私のところには届いておりません。

○議長（星 喜美男君） 山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） その後に、協議会が母体となったのでしょうかね、そういうお集まりになる何かあった場所で、その協議会に出席した方からそういう話があったそうであります。これは相違で合っていない、信憑性がある、ないをまた別にして、私はそれを確認したくて今伺ったわけですがけれども、言わずとも震災においては平成の森は孤立してしまった状態があると、そういう面を鑑みても思わしくはないのではないかという、名前は後でお話をしても構いませんけれども、そういうお話があったわけなんですよ。

企画課長にはそのような声がまとまって届いたのかどうかということで、改めて確認を兼ねて伺ったんですけれども、もう一度、状況的にはこれからいろいろな造成工事等を進めていく上では、また防潮堤の関係とかいろいろあるわけですがけれども、震災時における孤

立した面からしては、私らは反対だという声が多にしてあったものですから、今伺ったわけです。もう一度。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 検討会の中でも、3カ所の候補地についてそれぞれメリット、デメリットを毎回ご説明しながらやってまいりましたし、あの場所について全員が賛成ということではございませんでしたが、やはり場所を決めるに当たっていろいろな判断材料があると思います。そういったところで、確かにL2のときにまた孤立という観点から、あの場所ではいかがなものかというお話は確かに聞いておりましたが、一方では、改めて土地を取得して高額な造成費をかけるということに対しても議論させていただきました。それぞれの場所にメリット、デメリットがございましたけれども、最終の私どもでご報告させていただいたあの会議の場では、そういった結論でございました。ただ、その後にやはりあの場所についてどうなんだろうという方が当然それは何人かはいらっしゃるかと思いますが、直接私にそういう連絡というものはございませんでしたので、改めて申し上げます。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。

午後2時15分 休憩

---

午後2時30分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

先ほどもありましたけれども、20ページの畜産業費のところ汚染牧草の保管のことがありましたけれども、補正前が7万6,000円で補正が50万円ということで、1軒がふえてこれだけふえたというのはどういうことなのか。

それから、この「汚染牧草」とありますけれども、今南三陸町の牧草というのはどのようになっているのか。多分保管しなければいけないということは、汚染されて使えない状況なのか。

まず、それをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 当初の7万6,000円はこの牧草処理とは別で、単独で今回50万円だけということで、牧草はそのまま個人の家で保管しているという状況でございます。

現状は、各農家でラッピングして保管しているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今も……。

○産業振興課参事（阿部明広君） 使えない状態です。それは汚染物質なので、使えない状況ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） それは南三陸町全域でということですか。

それと、今、田んぼの稲わらなんですけれども、稲をつくるときにセシウムの吸収を少なくするためにカリウムを使っているということは、田んぼもまだ汚染された状態にあるということだと思うんですけれども、その状況を教えてください。

それから、ちょっと関連であれなんですけれども、今、山菜とかキノコとかが県内では規制されていますけれども、南三陸町のそういうものの汚染状況はどうなっているのか。

それと、もう1点、多分登米市では除染作業をしたところがあるということなんですけれども、南三陸町の場合、プルームといいますか、放射能の雲が頭の上を少しかすっていったということで、登米市よりは少なかったということなんですけれども、南三陸町で例えば山とか畑とか田んぼとか、除染が必要なところがあるのかどうか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 水稻なんですけれども、この春先には濃度調査をさせていただきます。

それから、山菜、キノコについては、町内産のものについては最近のものには含まれていないということでございます。

それから、牧草なんかにつきましては、反転耕起して使えるような状況に現在はなっているということでございます。

あと、町内では今危険なところはないという状況です。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 牧草はこれからは使えるという状況、そうするとこれからこの保管する量がふえることはないということなんですか。わかりました。

それで、今保管されているものについての処理計画、今いろいろ議論されているようなんですけれども、どのような見通しになるのかお答えをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 具体的な処理方法については、まだ県から示されておりませ

るので、当面はこの状態が続くようなことになると思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 処理施設の関係のことだと思いますが、多分新聞報道等で篤にご承知だと思います。県内の市町村の首長が一堂に会しまして数回会議を開きまして、基本的に候補地については国有地を中心にして選択させていただくと、それについて首長皆さん方にご了解いただくということで、それは皆さんのご了解をいただいたんですが、その後、具体的に3カ所ということで、栗原、加美、それから大和ということになりまして、その中で今詳細調査を受け入れると表明しているのが栗原と大和、それも認めないと言っているのが加美ということになりますので、その中で今後の動向を、多分国が主導を握っていかないとなかなかまとまらない話になるのかなという思いがありますが、いずれ総論とすれば、一日も早い処理施設を建設するということが県内の首長の共通の思いでありますので、国に十分に汗をかいていただいて、その辺の処理施設の建設を早めていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 27ページ、28ページになりますが、前者からも庁舎の建設基本計画作成委託料についての質問がありました。これは私も関係してくるわけですが、3,800万円で基本計画の作成をし、その後基本設計になってくるのだらうと思います。その基本設計になるまでに、総合支所の配置といいますか機能の配置を決定すると思うんですが、その地域でのいろいろな地域住民からの要望、希望が出されたように、今の段階で町として総合支所の機能をどの程度のものにするのか考え方をお聞かせいただきたい。正式には、基本設計になるまでには決まるんでしょうけれども、今の段階では何か、何か、何かを置くのかということですね。

それから、戸倉小学校の復旧工事、いよいよ復旧の作業に取りかかるわけでありまして。これは2つあるんですが、15億5,000万円の工事請負費ということになるわけですが、そうしますとこれは総務課長か副町長になるのか、どういった業者選定になるのかなあという感じがするんですね。耐震化等々の免許を持っている業者になるのか、免許というか許可ですね、普通の建設会社ではないのかなという感じがするんです。その規模からして見て、町内業者が参加できるかどうかという問題が1つですね。

それから、もう一つが、現在この子供たちは志津川小学校で勉強されているかと思うので、今の段階では心配ないんですが、UPZの関係ですね。ここの建設が終了すれば、子供たちは戸倉地区の学校で勉強するという形になるかと思うので、その際UPZ30キロ圏内、女川

原発の事故の場合の避難となっているわけです。子供たちをまずもって優先に避難させるということが大事なのかなと思うので、その辺の考え方、今後どう進めていくのか。老人の方々も結構いらっしゃるでしょうし、前回いつでしたか、たしか町長の答弁だったと思うんですが、近い順から女川とか石巻、総合的な考え方として近い順に避難するだろうというお話があったんですが、いざ事故が起きたよとそのときに、まだ女川で避難しないから南三陸は待ってくれというわけにはいかないのね、順番といっても。もう少しで石巻が逃げるといふから、もう少し待てというわけにもいかない。事故と同時に避難しなければならないんですよ。その中で一番先にやはり老人と子供という形になるので、その辺も今後県にその計画をつくる際に組み入れるというか取り入れるというか、その辺のところは大事かと思うんですが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと。

それから、先ほど6番議員ですか、ティファニーだか何だかの表彰ですか、公務出張ですか、についてお話がありまして、ティファニーさんから名指しで出張させてくれということだから、出張させたと。その際に、旅費は向こうで持つと、町から出さなくてもいいと。その事務処理なんですけど、一応出張規程で海外の場合幾らとかありますよね。その際、町から一旦出して、もらった段階でそれに入れるとかという事務処理なのか、最初から出さないで、向こうからもらうんだから出しませんよというやり方なのか、出張旅費の取り扱い方。旅費は向こうで持つから、では出張させましょうという考えだったのかどうか。その辺なんです。町から旅費を出さなければだめですよと、出張許可出さなかったよということなのかどうか。それから、今後いろいろあると思うんです、そういった名指しで出張というか、来てくれないかと。例えば、今ワールドカップやっていますよね。ザック監督から誰々さんに来て応援してもらいたいとなったときには、出張させるのかということですよ。その辺を含めて、どの程度のかかわりで出張依頼をされた、名指しでも何でも出張依頼を、そっちから来てくれと言われたときの段階で判断基準ですよ。どういったかかわりまで出張として扱うのか。その辺の区分というものは、誰がどの基準でやるのかということですよ。今後のことがありますから、今一つの例が出たんですから、前例が出たんですから、どの程度の方がその出張に値するのかということ、その辺の判断というか、その辺ですね。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 1点目、歌津支所の組織の関係でございます。結論ですが、本日の段階で何かということまでは申し上げられませんが、検討はしなければならないと。その前提となりますのは、先ほどの答弁でも申し上げましたように、説明会の中でできる限り今

の仮支所の機能は維持していきたいということを申し上げておりますので、基本ベースとしては今の機能を何とか維持しながらと。ただ、これから高台移転が進みまして、人口の構成が変わったり、あるいは地域コミュニティが変わったりということで、復興後の新しいまちづくりの中でどういう行政サービスが新たに必要になってくるのか、それからそのサービスをする上で事務事業の見直しという部分も含め、行政が直でやるものあるいは民間にやっていただくもの、そういう細かい作業をこれからやっていくという過程を経て、新しい総合支所の行政組織を決めていきたいと思っておりますので、年度内に基本設計の段階にシフトするという時期が参りますので、そのときにしっかりと検討、まとめたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 2点目の戸倉小学校の工事の関係でのお尋ねでございますけれども、正しくはこの予算を本日議会でご決定いただいた後に、業者審査委員会でいろいろ議論させていただくということになると思います。

ご発言の中にごございましたように、校舎と屋体を一体的に整備しようという考え方でございまして、当然同時にまた工期といいますか、冒頭で申し上げますように、戸倉小学校につきましては来年度の後半には供用開始したいというそういった工期上の問題もございまして、当然それに対応できる体制での受注というものが必要だろうと考えてございます。

町内の業者はどうなのかということでございますけれども、その辺も含めて議論していかなければならないわけですが、前提となりますのが、ただいま申し上げましたように、そういった工事、工期、そういったものにしっかりと対応できる体制という部分で考えた場合にどうなのかということの議論はしなければならないだろうと思っております。当然、これまでも学校建築の実績がございますので、何といいますか、単体としての考え方、それからJVという形での体制強化を図りながら臨む体制、さまざまございますので、そこも含めて議論していきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） UPZの考え方で、戸倉小学校を建設し戻ったときに、その避難のあり方をどうしたらいいのかということでご質問があったわけですが、現在6月6日に第1回目の会議がございました。そのときの考え方としては、県は避難先の受け入れについての調整を担うと、かつ避難計画に当たっての基本的な考え方、これを市町村と一緒に考えてながら進めていくというお話を伺っております。当町におきましても、今現在、県の関係市町とともに一緒になりましてワーキンググループをつくってございまして、その中で県と



一緒になって避難のあり方、今議員がお話ししたように、学校の生徒の問題等を含めましていろいろ検討している状況であります。避難計画の作成そのものは、本年を目指しながらつくるといふことで、月に一遍の会議の中で随時進めていくという方向で合意形成となっておりますので、その辺につきましてはもう少し検討も含めまして作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 職員の公務出張のあり方でございますけれども、経費負担のあるなしで判断すべきではないと基本的に考えてございます。やはり個々の職務内容によっても違いますけれども、その業務が当然公務として妥当なのかということをもとに鑑みまして当然判断すべきと考えてございます。

今回はまちづくり全般にわたるそういった受賞のためということで、非常にはえある内容でございましたので、当該団体から派遣依頼をいただきましたので、それに基づきまして出張命令をしたという形でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 以前にもお話しさせていただいておりますが、総合支所の課の設置について今課長だと、現状の支所のあり方を維持したいという話ですが、これでは足りないんです。要するに、総合支所ですから、総合支所、それを念頭に置いて配置を考えてもらいたいということです。

それから、業者の関係ですが、これから検討審査会がいろいろと行われるということでもあります。いろいろな制約等々があるかと思うんですね、これくらいの規模ですから。耐震関係を含めながらの業者選定になるかと思うので、地元業者でもその資格要件になれば、下請でなくJVにしてもらって、幾らかでもこの町にこの予算金額というものがおりるように配慮していただきたいと思うんです。下請となるとなかなか利益幅が少ないということが、これは副町長が十二分に理解しているかと思うので、幾らかでも多く、1円でも多く地元におりるようなそういった施策でやっていただきたいと思います。

それから、本年度中の避難計画書の作成に向かって今検討中だというような、これは一日も早く急がないとわからないと思うんですよ。誰も保証するものはないんですね、事故が起きないという。あした起きるかもしれないし、今これから起きるかもしれない。そうしますと、大変なことになるので。県が指導的に広域的な避難ということで、我が県が取りまとめ役になっているんでしょうけれども、そういったことばかり考えていると、何というんですかね、

突然の事故が起きたときに自分でやっていたらよかったとか、出てくるわけですよ。そのとき町民に言われるわけです。何で県の言うことを聞きながらやらなければならないんだと。県全体のことを我が町が考える必要があるのかと。我が町の住民のことを考えてやるべきではないかと。こういう話が出てくるわけです、必ず。誰だ、担当者は。こうなります。あなた、だから大変ですよ。責められるのはあなたですからね、今度。町長はそのころはいいんだ、そのときは。多分町長を責める人はいないからね。担当者はあなたたちしかいないから、いつまで何をやっているんだと。だから、逆に町から県に、この次はいつだと、早く決めるようにしてくださいというぐらいやっぱり言わないとこれは進みませんよ、待っていたのではだめですよ。その辺の考え方ももう少し危機感を強めて、危機管理課長ですから、名前ばかりの危機ではなくて、本当の危機を感じてやっていただきたいと思いますが、その辺のところをお聞かせいただきたい。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 総合支所ということでございますので、その趣旨に大きくそれないように、やはり復興後の地域形成、ここを十分見据えるということが大切な部分だと思いますので、しっかりと検討してまいります。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（佐藤孝志君） U P Zの避難の関係ですが、当町といたしましては、登米市に避難するというので、当町だけの考えだけでなく、今度避難者を受け側の考え等もいろいろございまして、調整する必要性も当然出てこようかと思えます。町としても関係市町と連携を組み合わせながら、危機意識を持って今後取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 9番阿部 建君。

○9番（阿部 建君） 歳入の13ページ、樹木売り払い収入60万円、これはどこの樹木を売り払うのか、経費を見たら経費がないと。

それと、これに関連いたしましてお伺いいたしますが、新しい参事さん、阿部さん、今までの参事さんが出世して高くなってしまったから、おめでとうございます。それで、当初計画した山林の伐採なんです、余り詳しくありませんが、大沢とか惣内とか全伐の予定でそういう説明があったような気がします。何かどっちだかわかりませんが、境を間違えて個人の山に行って切ってしまった、それが問題になっているんだと。そのようなことが私の耳に入ってきているんですけれども、それは事実なのかどうか。これは大変なことですよ、本当だとすれば。そういう話が言われておりますので、そこら辺を当局として把握しているのかど

うか。

それから、ついでですので、いつも毎回私はお伺いますが、この木材はしているものです。前参事の説明では、幾らか木価が上がったようだという説明を受けたんですが、その後どのような動きになっているのか、その関連を含めて歳入はそこら辺であります。

それから、第2点、ページ数が振られていないんだけど、これ、農業振興の関係、農地復旧の関係で田の浦地区に機械設備をした、2,000万円とかで。車庫も建てたんだと。しかし、全部田んぼができあがっている、私が見たら。そうしたら、耕す人がいないんですね。ほんのちょびっとぐらい軽簿程度にやっていますよ。それはどんな考えなのか、本当に農業をやろうとしているのか、無料で基盤整備してくれるんだから、まあ基盤整備はしておけやと。そのような人が相当数のようですが、果たしてそれだけの補助を出して機械設備をして、やる人がいるのかどうか、その辺町としてどの程度把握しているのか、今何反何畝ぐらいつくっているのか、機械はどんな形になっているのか、車庫もでき上がったのかどうか。わざわざそれだけの何千万円の補助を出すそういう設備というのは、これからどんどん出てきます。田表地区、大沼地区、馬場、中山、名足、果たしてどうなっていくんだろうかなあと。私の地区の方々、百姓はあとはやめるとい人が多いんですから、どういうふうに当局が考えているのか、今後どういうふうに進めたらいいのか、考えがあるとするならばお伺いしたいと。

その田の浦の状態と山林の関係ですね、2点。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず、歳入の立木の売り払い収入60万円の部分でございますけれども、その他大きな部分については担当参事がお答えいたしますけれども、これは現在志津川の西地区の整備が始まってございますけれども、それに付随して旭ヶ丘団地内ののり面の支障木の伐採をしていただきたいということで、住民から依頼が入っておりましたので、その支障木伐採で収入し得るであろう立木の売り払い収入を計上させていただきました。面積が4,100平米ほどございまして、材積は70立米ほどでございます。

これに係る歳出の分につきましては、15ページの財産管理費の13節委託料、ここにこれから旭ヶ丘だけではなくて支障木伐採依頼が入ってくると思いますので、公共施設環境整備委託料として420万円ほど予算計上させていただきました。

以上が内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 大沢の境界が間違っているんじゃないかという話につきましては、ちょっと現在のところは把握しておりませんので、ちょっと森林組合に確認してみたいと思います。

それから、田の浦地区につきましては、春先まで工事がかかったものですから、苗の供給等が間に合わなかったと思います。それで、今植えてあるところにつきましては、堆肥不足があったということで今年度は試験的に実証圃を展示して、堆肥の投入量を比較しながら農業改良普及センターと協力して、どのくらいの堆肥投入が必要なのかということは今試験的に検証している最中でございます。復旧したところにつきましては、遊休化しないような取り組みを検討していきたいと考えております。

以上です。（「木価の状況」の声あり）

木価の状況につきましては、確かに1月年明けころは上昇傾向だったんですけども、その後、もち合いから、現在は前の状況、下げ基調になっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） その木価の前の状況というのは、単価が幾らするのかということで聞いているんですよ。前に幾らで、一時的に幾らか上がって、また前に戻ったとそんな説明のようですけども、やはりそのように担当……。

ただ、町有林以外のものも伐採してしまったということは、本当に全然そのようなことはわからないんですか。これは携わっている方の話ですので、私はそういうことが事実だということになれば、余りそういうことはないじゃないかと思いますが、これは間違いですからそういうことがないということが言えるのか、まだわからないのか。多分1反歩、切り込んだと。大沢みたいですよ。まだ連絡が来ないんだと思いますよ。それが間違いであれば、間違いでそういうことはなかったということであればいいんですけども。

それから、田の浦の関係、今年耕すんだということなんです、これ。それを今計画、予定で説明したんですから。それをできないからだとか、そのようなことをその場その場で変えられていっては困るんです。そういう事実、幾ら耕したかわかりますか、ことし。それもわからない。ことし耕すことを前提で機械を補助しているわけですから、それを説明しているから。ここへ来てまだ出ないとかこうだとかというそんなことは理由にならないんです。やっぱり計画に合った、予算に沿った執行をするのが、あなた方の義務であります。理由がどうであったのか、もしそういうことであれば、それを加えて説明を願いたい。工事がなぜそん

なにおくれたのか。もう一度、それらについて答弁。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（阿部明広君） 田の浦の問題につきましては、工期ぎりぎりまでかかってしまったという部分と、それから水関係がちょっと足りないということでその部分の補修をしなければいけないという点、それからあと石の問題等々もございまして、それらの補完的な工事が必要じゃないかという部分もございまして、これからまた地域の皆様と話し合いをしながら進めていきたいと考えてございます。それと、作付面積については、ちょっと今把握しておりません。

それから、山の件につきましては、私はまだ聞いておりませんので、ちょっと確認させていただきたいと思います。

木価につきましては、6月5日現在、津山の杉中値で3メートル長のものが1万800円という値段になっております。（「1万800円」の声あり）はい。

○議長（星 喜美男君） 阿部 建君。

○9番（阿部 建君） その山林の関係は、調べて結果を報告してもらいたい。本当は、前に進まないもの、こういう答弁では。本当は休憩して確認して、次に進む必要があるんですよ、こういう問題は。私はそう思います。本当ならそれは大問題です。1本、2本切っただけでも大騒ぎになるんですから、それが約1反歩ぐらい切り込んだと、そういうことが言われているんですよ。

それから、田の浦も、そんなものは説明にならない、本当は。もしそうであれば、今の前の臨時議会か何かで説明していただきたいと。予算をとっても予算どおりに動かないのでは、予算をとる必要ないですよ。参事さん、そこで何を言っているの、あなたそこで。聞いているの。大先輩だから聞くこともいいでしょう。そういうことですので、そういうふうに町から2,000万円以上、車庫も建てて、補助しているんだから、果たして、今田植え時期ではなくて、もうかなり成長しているわけだから、やはりどの程度の面積を耕したんだろうとか、やっぱり調べたり見たりする必要があると思いますよ。あなたは若いから、吹っ飛んでいつみたらわかるんだから。今後はそういうふうにしていただきたいと。後でもいいですので、それらについて説明をしていただきたい。きょうは終わります、これで。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第84号 平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第84号平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第84号平成26年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収支においては一般会計補助金、人件費及び減価償却費を、資本的収支においては国庫補助金、一般会計補助金及び建設改良費をそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） それでは、詳細について説明させていただきます。

補正予算書42ページをお開き願います。

まず、収益的収入及び支出のうちの収入でございます。

1款2項3目一般会計補助金を2,113万6,000円増額補正するものでございます。内容につきましては、水道事業で負担している災害対応長期派遣職員人件費負担分が、3名から5名にふえた分を一般会計からの繰入金として受け入れるものでございます。

次に、支出でございます。

1款1項2目総係費、399万8,000円を補正するものでございます。総係費につきましては、4月1日人事異動に伴いますプロパー職員2名減による人件費の減額等により補正するもの

でございます。負担金につきましては、当初予算に比較して災害対応長期派遣職員人件費分、2名分の増の分でございます。

44ページをお開き願いたいと思います。

44ページには、補正予算給与費の明細書を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

再び、42ページに戻っていただきたいと思います。

一番下の欄でございます。4目減価償却費を226万9,000円補正するものでございます。減価償却費につきましては、平成25年度に行った配水管布設分の固定資産の増額相当分の減価償却費でございます。

次に、43ページ、資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1款3項1目補助金を5億7,219万円増額補正するものでございます。内容といたしましては、資本的支出に補正計上しております災害復旧事業の建設改良費6億円に対する国庫補助金が5億3,820万円、一般会計補助金が3,399万円となっております。

次に、支出でございます。

1款1項1目水道施設建設費、6億円の増額補正でございます。6億円の建設改良費の増額についてご説明いたします。別冊の議案関係参考資料47ページをお開き願います。

図面上には、補正対象の工事7カ所について表示してございます。上から3カ所、1-6四谷線仮設配水管布設工事、それから1-5石泉線仮設配水管布設工事、そして1-7伊里前地区仮設配水管布設工事につきましては、三陸道の工事の支障になります配水管を撤去し、仮設配管を行う移設補償工事でございます。

続きまして、下の4カ所、1-1から1-4までの工事につきましては、災害復旧事業に係る工事でございます。

1-1小森水源新設工事につきましては、助作水源の代替水源として小森地区に水源を新設するものでございます。

次に、1-2戸倉水源新設工事でございますが、これにつきましても、戸倉水源の代替水源として戸倉地区に新しい水源を新設するものでございます。

次に、1-3松井田地区水管橋工事でございますが、これにつきましては、国道45号線沿いに配水管を入れていく途中、桜川を横断するための水管橋の工事でございます。

最後に、1-4葦の浜線配水管布設工事ですが、西田、細浦地区の防集団地への配水を行う

ため、75ミリの配水用ポリ管を布設するものでございます。

以上、7つの工事合計で6億円の建設改良の補正をお願いするものでございます。

これで水道事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいまの説明の中で、資料の47ページの工事の関係ですけれども、石泉線仮設配水管布設工事とありますけれども、これは石泉の吉野沢団地のところにある配水管の仮設工事になるのか、それが1点と、あともう1点は、今度の伊里前の中学校上団地の配水管を引くのにどちら側から引くのか、今の石泉線の布設になっているものから引くのか、新たにこの吉野沢の配水池から引くのか、その辺のご説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） 今、石泉線の仮設配管の場所については、吉野沢団地の近くかということですが、そのとおりでございます。（「聞こえないんですけれども、高くお願いします」の声あり）はい。議員がおっしゃるとおり、吉野沢の近くの箇所でございます。

それから、この3つの件につきましては、三陸道の支障になります工事でございます、その配水をどこから引くかというところの話というのは、もう一度……（「新しい団地の」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。もう一度質問し直します、それでは。

伊里前の中学校の上の新しくできる団地の給水管はどこから引くんでしょうかと。2点目の質問を繰り返します。お願いします。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 防集団地にかかわるご質問と思いますので、私から回答します。

伊里前配水池の水源を活用しますので、吉野沢水系ではございません。それで、町道沿いに既に埋設されている水道管から分岐して給水します。



○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 了解しました。

○議長（星 喜美男君） ほかに。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） ずっと「なし」「なし」ばかり声が聞こえるんだけど、左のほうでは、これからは「あります」と手を挙げますか。何だよ、本当に「なし」「なし」でね。

6億円の予算ですよ、今度、工事請負費で。それで、その説明書がこれですよ、その工事費の、総体の、この箇所。この箇所ごとの予算をお知らせください。金額。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） ちょっと細かい数字なんですけれども、順不同で済みません、1-1小森水源の新設工事ですが、2億3,176万2,600円、設計額です。（「ざっくり」の声あり）ざっくりでいいですか。それでは、ざっくりとお話しします。2億3,170万円。

1-2戸倉水源新設工事につきましては、1億5,320万円。

それから、松井田地区水管橋工事につきましては、1億8,100万円でございます。

それから、1-4菰の浜線配水管布設工事につきましては、1,290万円。

続きまして、石泉線仮設配水管工事ですが、615万円。

四谷線仮設配水管工事ですが、960万円。

最後に、伊里前地区の仮設配水管工事につきましては、1,285万円でございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 合計7つの工事箇所総体で6億円ということになります。工期はこれから設定になるかと思うんですが、何といたしますか、工事発注する際にこの業者というのは限られているわけですよ、この布設の配管工事というものは。この工期というか期間、一括発注という形になるんですか。それとも、この7カ所を分けて、事業内容も違うものもありますけれども、布設替えする際の工事の発注をする際にこういった形の形式をとるのか、小分けに分けるのか、一括でやるのか。要するに業者が限られているわけですから、その辺のやり方ね。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（羽生芳文君） この7つの工事おのおので7つに分けて発注したいと思っています。

○議長（星 喜美男君） ほかに。9番阿部 建君。

○9番(阿部 建君) 石泉線ということの説明だけれども、聞けば吉野沢地区と、説明では。吉野沢地区はとんでもなく広いんですからね。歌津一広いんだ、吉野沢は。面積が吉野沢というんですかね。何のために仮設を615万円かけてやるんですかということですよ。仮設をね。本設ではないわけですからね。その説明を願いたい。

○議長(星 喜美男君) 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長(羽生芳文君) この工事につきましては、三陸道の工事に絡みまして、配水管が支障となりますために、それを一時的に仮設配管しまして、後に本設するという内容でございます。今回は仮設の工事分です。

○議長(星 喜美男君) さっき言いました。

ほかに。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 発議第1号 平成23年度、平成24年度～平成26年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成27年度～平成29年度までの期間も実施する事を求める意見書の提出について

日程第10 発議第2号 被災地の小・中・高校の教育条件整備、30人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書の提出について

○議長(星 喜美男君) 日程第9、発議第1号平成23年度、平成24年度～平成26年度まで実施されている「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」交付を平成27年度～平成29年度までの期間も実施する事を求める意見書の提出について、日程第10、発議第2号被災地の小・中・高校の教育条件整備、30人以下学級編成、複式学級の解消、教職員の被災地加配を強化することを求める意見書の提出について、お諮りいたします。以上2案は関連がありますの

で、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） この発議1号、2号は、ただいま事務局をして朗読したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第2号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 閉会中の継続審査申出について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。総務常任委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、総務常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程第12 閉会中の継続調査申出について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

17日の開会から、きょうで4日目を迎えましたが、この4日間議員の皆様方には真剣にご議論をいただきまして、本定例会に付議されました案件は全て原案どおりご認定ということをいただきました。心から感謝を申し上げたいと思っております。

ご案内のとおり、震災から3年3カ月余りが経過いたしました。まだまだ南三陸町は課題山積の中ではありますが、徐々に皆様方のおかげさまをもちまして、復興事業も進んでいるとい

うことも現実でございます。7月14日には、病院と総合ケアセンターの着工式が開催される運びになりました。それから、その1週間後の7月21日には、三陸自動車道の第4号トンネルの貫通式が開催されると、そういう段取りになっておりまして、今2号トンネル、そして3号トンネルも順調に工事が進んでいるというお話を聞いておりますので、三陸道は順調に北へ北へと工事が進んでいるという状況でございます。それから、8月2日になりますが、当町の第1号になります入谷と名足の災害公営住宅が竣工式を迎えることができます。やっとこれで仮設住宅にお住まいの皆さん方に、次の住みかにお移りをいただくという段取りになってまいりました。事業もこれから着々と進めていきたいと思っております。

それから、きょうご認定いただきました戸倉小学校の工事もいよいよ着工する運びになるということになりました。町内の教育環境の中でまだ手つかずの部分については、戸倉小学校だけということになっておりますが、これもやっと手をつけられる環境になってきたということになります。来年の秋口後半には、戸倉小学校の子供たち、戸倉小学校の新しい校舎、体育館で大いに遊んでいただける、勉強していただける、そういう環境が整ったことを、本当に皆さんとともに喜び合いたいと思います。ただ、先ほども申しましたように、まだまだ課題が山積でございますから、議員の皆様方と手を携えながら、この南三陸町の復興のために頑張りたいと思いますので、今後ともよろしく願い申し上げたいと思います。

本当に今定例議会、ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） それでは、私からも挨拶を申し上げます。

4日間にわたっての定例会、大変ご苦勞さまでございました。震災からの復興、一日も早い復興が望まれるところでございまして、皆さんにおかれましては、それぞれの立場におかれましてさらなるご尽力をいただきまして、一日も早い復興をなし遂げられますようにご協力をよろしく願いたしたいと思っております。

大変ご苦勞さまでございました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第6回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

午後3時36分 閉会